

ローマ大土地所有制研究

馬場, 典明
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/4103493>

出版情報 : 2020-11-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

付論 I

《SERVI VICARII》再考

——ローマ帝政初・中期における奴隷制の構造——

(一)

首都ローマを初めとしてオスティア、プラエネステなど近隣のラティウム諸都市及びその近郊（とりわけウィラ遺構）で集中的に大量に発見される煉瓦・タイル——それらに略々規則的に押印された銘文自身に表現された所謂《OPVS DOLIARE》——は、それらが生産された「地所」*praedia*の名称・所有主名⁽¹⁾と並んで、同様に略々規則的に直接生産の奴隷乃至解放奴隷の名を併記した。ローマ帝政初期から中期に及ぶその詳細かつ最も直接的な情報の故に、アグロノーム諸誌を主とする関係諸史料を以てしては直接的な把握が困難な、ローマ皇帝・貴顕身分の「地所」で実現された労働の諸関係（静態的のみならず動態的な）に関して、好個の史料を提供する。これらの内、次の諸例はとりわけ注目に価する。

(1) 《APRILIS//AGATHOBVLI DOMITI • TVL(*li*) D(*e*) L(*icinianis*) DOL(*iare*)》(CIL. XV, 258), 《APRILIS AGATHOBVLI//DOMITIAE LVCILLAE》(id. 1008)⁽²⁾.

(2) 《TROPHIMI • AGATHOBVLI//DOMITI TVLLI》(id. 1003a), 《TROPHIM(*i*) AGATHOBVLI DOMIT//IAE LVCILLAE DOL(*iare*)//D(*e*) L(*icinianis*)》(id. 263).

(括弧内のイタリックは、H. ドレスセルによる校訂に際してのディヴェロッパ乃至補填。以下同様)

この2種類の銘文に明らかなのは、[*Cn.*] Domitius Tullusの奴隷として現れ、次いでその養女Domitia Lucilla maior（マルクス・アウレーリウス帝母方祖母）⁽³⁾に地所と共に遺贈された*Agathobulus*なる名の奴隷が「所有」した2名の奴隷、*Aprilis*, *Trophimus*が生産に関わったことである。*Agathobulus*自身が奴隷であったことは、《[*opus doliare*] AGATHOBVLI DOMITI TVLLI [*servi*]》(id. 1002)に明白であり、従ってこの両者は、Domitius Tullus, Domitia Lucillaによってではなくして、紛れもなくかれらの奴隷によって所有された奴隷であった。

この事例は従って、本来的には「もの」*res mancipii*、「農場施設」*instrumentum fundi*、「物を言う施設」*instrumentum vocale*⁽⁴⁾として、家畜・農具等々と同様の握取行為(*mancipatio*)の対象にすぎなかった奴隷⁽⁵⁾が事実上ではあれ、とにかく奴隷を「所有」し得たこと、それ故端的に言えば「物による物の所有」の現実を証言する。奴隷によって所有された奴隷が、‘*servi vicarii*’（奴隷所有奴隷は‘*servi ordinarii*’）の名によって、法的には奴隷にその所有が容認された「特有財産」(*peculium*)を構成したことはもはや多言を要さない⁽⁶⁾。事実、管見の及ぶ所1例だけだが、上掲の諸例と同一の>*opus doliare*<に、それが銘記された事例が発見される。

(3) 《SABINVS • NEREI//C • CAES • VICARIVS • F(*ecit*)》(id. 1404)

がそれである。

もしそうだとすれば、問題はひとり>opus doliare<の生産構造のみに限られることなく、ローマ奴隷制の構造そのものに関わることになる。一旦時期的かつ地域的に限定された>opus doliare<を離れて、さらに視野を拡大して諸史料の博搜と分析が必要になろう。

(二)

‘servi vicarii’は共和政末期以後、文献・碑文両史料に頻繁である。管見の及ぶ所では、プラウトゥスの戯曲に現れる‘vicarius’(Plaut. *Asin.* 433-434: ‘Stichio vicario ipsi tuo’)を以て初出史料とする。その孤立性の故に(Cato, *De agr. cult.*には見当らない)果たして何処まで一般化出来るか、検証は不可能だが、少なくとも存在そのものは前3世紀後半-2世紀初の共和政中期にまで遡り得る⁽⁷⁾。併し文献・碑文両史料に於けるその頻繁化は、共和政末期以後のことであり、首都ローマを初めとして、墓碑銘を中心とするイタリア諸都市の碑文はその大半が帝政初・中期に集中する。この一般的な史料事情が、前2世紀以来、奴隷人口の激増に伴って進行する労働力収奪のより効果的な組織化⁽⁸⁾と決して無関係でなかったことは言うを待たない。

併しそれにも関わらず、古典諸史料の言及もまた精々の所、Cic. *Ver.* II, 3, 86; Hor. *Sat.* II, 7, 79; Mart. II, 18, 7などが挙げられる程度にすぎず⁽⁹⁾、全体像を得るにはあまりにも貧困すぎる。従って、その存在と実態が知られ得るのは、殆ど専ら法関係史料に限定される。即ち、『ディゲスタ』収録のラベオ(M. Antistius Labeo)、ポムポニウス(Sex. Pomponius)、ウルピアーヌス(Domitius Ulpianus)など、古典期及び後期古典期法学者達の学説諸法である。ここでは、奴隷の遺贈、解放に際しての法的処理問題として、‘servus vicarius’が所持した「特有財産」の処置(Dig. XV, 1, 4: Pomponius)、「vicarius vicarii」、即ち、奴隷(servus ordinarius)の所有と自由処置下に置かれた奴隷(servus vicarius)が所持した奴隷(つまり奴隷によって所有された奴隷のさらなる奴隷所有)⁽¹⁰⁾(Dig. XXXIII, 8, 6: Ulpianus; id. 8, 25: Celsus)など、法解釈は詳細に及んだ。ここから読み取られ得るのは、時代の進行に伴う奴隷自身の間での、さらなる階層化の現実である。併し、‘servus vicarius’の法的処置そのものに関して、それを奴隷の「特有財産」の一形態として「動産」(res mobiles)に数えたことでは、法学説は一様であり、その故に言及そのものもそれほど頻繁ではない⁽¹¹⁾。

法関係史料のこのような言及の少なさは併し、‘servi vicarii’の存在自体が少なく、法的処置にそれほど多くの問題を抱えなかったことを意味したわけではない。既にバックランドが指摘した如く、その存在が「法的に重要でなかった」⁽¹²⁾こと、つまり係争と法解釈の大多数の場合が、「特有財産」の枠内処理でこと足りたことの故にであった、と見做されるべきであろう。事実墓碑銘は、かれらの存在が帝政初・中期にローマ、イタリアのみならず帝国全土に及んだこと(e. g., *AE.* 1981, n° 724: *Poetovio*=A. D. 225)⁽¹³⁾を証言する。而もこれら

の墓碑銘は、「奴隷所有奴隷」(servus ordinarius)とその所有主との間の関係(より端的に言えば、このような奴隷の奴隷制構造上の機能と位置)、「servus ordinarius」と「servus vicarius」との関係など、古典・法関係史料では殆ど知られ得ない奴隷制の「在り方」を個々の奴隷の名に拠って最も直接的に証言する、好個の史料になり得る。だが併し、このような奴隷制構造上の重要問題を擁したにも拘らず、「vicarii」研究は専ら奴隷の「特有財産」として、「純粹に法的な観点」⁽¹⁴⁾にのみ終始した。

碑文諸史料をもまた駆使(この時点では網羅的)しながらも、専ら法的処理のみに終始したエルマンの先駆的研究⁽¹⁵⁾がそうであり、その上にバックランドは専ら学説諸法に拠って、ローマ法上の一応の体系化を図った⁽¹⁶⁾。レクリヴァン、シュナイダーもまた、これを踏襲して、同様に法的側面のみを主題とした⁽¹⁷⁾。「servi vicarii」に関する従前の諸学説——而もそれ自体が決して多いとは言えない⁽¹⁸⁾——は、従って略々様にローマ奴隷制の構造的把握、とりわけその動的な把握に欠落を有した。漸く最近に至って、部分的にはあるがシャントレン、ウィーバー、ブルヴェールらによって、皇帝奴隷(familia Caesaris)の静態的かつ動的な研究の一環として、「servi vicarii」がその所を得るに至った⁽¹⁹⁾。即ち、皇帝奴隷内に進行する階層化(並びに経済的社会的上昇)の最も顕著な指標の一つとしての、ローマ奴隷制構造の中での「vicarii」所有奴隷の位置付けである。

併しここでもまた、主要関心がローマ皇帝のビューローを構成し、帝国行政機構に組み込まれた奴隷・解放奴隷に限定された。このために、前出の>opus doliare<銘が好個の情報を提供する皇帝及び皇帝夫人の「地所」を構成した奴隷群は看過されたばかりか、都市及び農村に於ける私的市民の奴隷群もまた視野外に置かれた⁽²⁰⁾。「vicarius」研究の貧困(とりわけ社会経済史面での)⁽²¹⁾を抜け出すには、これらをもまた取り込んでトータルな形での碑文・金石文諸史料、而も夫々の奴隷労働が展開された場毎の渉獵と分析が必要であろう。併し墓碑銘だけに限ってみても、広大な空間と時間に及ぶ作業それ自体が既に困難であり、本稿はローマ奴隷制の最高揚期に当たる帝政初・中期を中心にして、「奴隷主—奴隷—奴隷(—奴隷)」関係に突出的に表現された奴隷制構造の一つの局面に関して素描を図るものである。

(三)

[1] 「奴隷主—奴隷—奴隷」関係の態様

2世紀初のローマ法学者、ケルスス(P. Iuventius Celsus)は奴隷の遺贈(legatum servi)に関して、農場内の奴隷が遺贈された場合、「かれらの「vicarii」は(遺贈には)含まれない」と書き(Dig. XXXIII, 7, 12, 44:Ulpianus)、同世紀前半—中葉のポムポニウスもまた、同様に奴隷の遺贈に関して、「「vicarius」達は併し、かれ(遺贈者)の(所有)奴隷の数には含まれない」、と見做した(id. XXXII, 73, 5:Ulpianus)⁽²²⁾。この両解釈及びそれに対するウルピアーヌス註解に明らかなのは、「vicarius」が「奴隷主」の奴隷ではなくして、その奴隷=「servus ordinarius」によって事実上「所有された奴隷」として見做され、奴隷主によって直接的に

所有された動産（それ故農場にあつては「農場施設」 *instrumentum fundi*）の構成要素には算えられなかったことである。従つて‘vicarius’には、‘servus ordinarius’の「自由処置」（*libera administratio*）に委ねられ、返還請求がなされ得ない「特有財産」（*id. XII, 6, 13: Paulus*）⁽²³⁾と同一の原則が妥当された。否そればかりか、その特有財産を構成する‘vicarius’が自ら所持した特有財産に対する「奴隸主」 *dominus servorum*たる奴隸＝‘servus ordinarius’の関係にもまた、同一の原則が適応された（*id. XV, 1, 17: Ulpianus*）⁽²⁴⁾。

だとすれば、この「奴隸－奴隸」間の法的関係、従つてまた「特有財産」を介した「奴隸主－奴隸」関係の現実は何如。但しこの場合、奴隸が如何にして自己の‘vicarius’乃至‘vicaria’を所有するに至ったか（奴隸が自らの金銭によつてであったのか、奴隸主側からの授与であったのか）について、管見の及ぶ所、古典諸報告も墓碑銘も直接的には何も教えない以上、不明のままに残さざるを得ない。これに反して次の2点は、史料による検証が可能である。

‘servus ordinarius’と‘servus vicarius’の関係を直截的に表現する、両者関係の在り方に最も本質的な表現として、何よりも先ず挙げられねばならぬのは、「奴隸所有奴隸」を「奴隸主」として言い換えた前掲のウルピアーヌス（‘*dominus eorum, id est ordinarius servus*’）⁽²⁵⁾である。ここで問題なのは、この関係が現実如何なる現れ方をしたのか、つまり‘vicarius’にとつて‘servus ordinarius’とは如何なる存在であったのか、である。これが第一点であり、ここでは、次の墓碑銘（CIL. VI, 8950＝ILS. 1771）を挙げることで充分であろう。

(4) (D. m. / Servato Caesaris n. ser. / ... vixit ann. XXXIIII / mensibus VIII diebus XII, amico / bene merenti, fecerunt / Fortunatus Pompeianus, Optatus / Aug. lib. ... Irenaeus / Caesaris verna ... Isidorus / Primitivi Aug. disp. vicar. / ... et Helius eius, domino bene / merenti.)

34歳8ヵ月12日で死去した皇帝奴隸(*servus Caesaris nostri*) *Servatus*の冥福を祈つて、「友人」達によつて奉献されたローマ発見のこの墓誌から知られるのは、(1) *Fortunatus Pompeianus*⁽²⁶⁾、皇帝解放奴隸(*libertus Augusti nostri*)⁽²⁷⁾ *Optatus*、皇帝出生奴隸(*verna Caesaris*) *Irenaeus*と並んで、皇帝出納奴隸(*dispensator Augusti*) *Primitivus*の‘vicarius’ *Isidorus*もまた、「友人」として墓碑銘に名を列ねたこと、(2) そのかれらと並んで *Helius*なる名の「かれ(*Servatus*)の‘vicarius’」もまた加わつたこと、(3) 友人達の献辞が「友に」 *amico*であったのに対して、*Helius*のそれは「主人に」 *domino*であったこと、以上の三点である。

この‘dominus’が、皇帝奴隸 *Servatus*を指したことは紛れもなく、このことは取りも直さず、奴隸に「特有財産」として事実上の所有と自由処置が留保された奴隸が、その奴隸に対して自己の「主人」＝「奴隸主」としての観念を抱いていた現実を明示するに他ならない。「手中物」による「手中物」の所有として、法的処理に於てはあくまでも擬制でしかなかったにしても、「奴隸主－奴隸」関係の「奴隸－奴隸」関係への事実上の転位、それ故他ならぬ奴

隷の下での奴隷所有関係の再現が意味された。

それと同時に看過出来ないのは、墓碑銘が残されたことそれ自体（多くの場合がかれらの「主人」たる奴隷によって）からして既にそうなのだが、とりわけ上掲の墓碑銘に明確に暗示された如く、‘vicarii’もまた‘servi ordinarii’にとっては必ずしも単なる補助労働力的な消耗品存在ではなかったことである。否それかりか、皇帝出生奴隷の‘vicarius’に関わる墓碑銘、

(5) 《D M // FLAVIAE • HEVRESI // PHILEMON • ONESI // MI • CAESARIS • SERV • // VERNAE • VIKAR ^(sic) • // CONIVGI • B • M // FECIT》(AE. 1964, n°96)

では、皇帝出生奴隷Onesimusが所有した奴隷Philemonは、Flavia Heuresi(s)なる名の自由人（コグノーメンから推して間違いなしに解放女奴隷）を「妻」coniunxにしていた。

「奴隷—奴隷」の所有関係に関して看取されねばならない第二点は、同様に墓碑銘に頻繁に現れる‘vicaria’、つまり「奴隷—女奴隷」の関係である。その存在もまた首都ローマを中心に帝国全土に及び、中には《Euterpe / Protoarchi / L. Arrunti Stellae / ser(ui) uic(aria) an(norum) XVI / [h(ic) s(ita)] e(st) s(it) t(ibi) t(erra) l(evis)》(AE. 1993, n°913) [L. Arruntius Stellaの奴隷Protoarchusのvicaria、Euterpe、16年、ここに埋葬される。汝に土の軽からんことを]の如く、ヒスパーニア(Lusitania)で死亡した16歳の‘vicaria’を初めとして頻繁であるが、ここでは、T. Statilius Taurus(cos. A. D. 11)⁽²⁸⁾、T. Statilius Taurus Adulescens(cos. A. D. 44)⁽²⁹⁾等々を出した帝政初期の著名家柄の一つ、『スタティリウス氏』の墓所に並べられた骨壺の一つを挙げることで充分であろう。

(6) 《Irene vicar. / Deucalionis, / Faustio filius posuit》(C. VI, 6396=ILS. 7981).

Deucalioなる名のスタティリウス氏の奴隷が所有した女奴隷、Irene vicar(ia)の骨を明らかに奴隷身分の「息子」、Faustioが安置した(posuit)ことを教えるこの事例から知られるのは、《Italia quasillaria / vixit ann. XX. / Scaeva tabellarius Tauri, / coniugi suae fecit》(C. VI, 6342= ILS. 7432c) [紡績女(奴隷) Italia、行年20歳、Taurus⁽³⁰⁾の書記(奴隷) Scaeva、「妻」coniunx⁽³¹⁾のために(墓碑を)作れり]の如き奴隷間の同棲とは異なって、奴隷による「特有財産」としての女奴隷の所有(Dig. XXXIII, 8, 16, Alfenus Varus: ‘in peculio servi ancilla fuit’)の関係が、子までなした両者の同棲関係にもまた及んだこと、つまり、奴隷が事実上「所有」した女奴隷を「妻」とした事実である⁽³²⁾。例えば農場差配の奴隷=‘vilicus’に最も一般的な同棲女奴隷=‘vilica’もまたそうであったのかを初めとして、このケースもまた一般化は躊躇されるべきだが、自らは奴隷によって所有された奴隷でありながら解放女奴隷を妻としたことといい、奴隷が所有した女奴隷を妻として子までなしたことといい、奴隷所有奴隷と‘vicarius’、‘vicaria’の関係が、少なくとも単なる補助的労働力としての関係のみに終始しなかったことだけは確かである。

[2] 奴隷所有奴隷の機能

自らが奴隷所有主として現れた奴隷=‘servi ordinarii’が、単なる一般労働の奴隷でなか

ったことは、既に如上の墓碑銘に十分に暗示された。そしてまた存在そのものは見当たらないとは雖も、アグロノーム諸誌に於ける奴隸の労働組織⁽³³⁾からしても容易に推測は可能である。だとすればかれらは、奴隸オイコスの中で如何なる役割を演じた奴隸であったのか。「奴隸主—奴隸」関係に於ける奴隸所有奴隸の機能が問われねばならない。

上掲の諸例では、何れも‘vicarius’, ‘vicaria’の所有は一名だけであったが、複数名に及ぶ奴隸を所有した奴隸もまた稀ではなかった。ここから作業を開始しよう。というのは、このような奴隸所有奴隸には共通した機能が認められ得るからである。

(7) 《D. M. S. / Felici dispens. / arce patrimon. / vikari ^(sic), / Primitius Clemens / Parthenius Pamphilus ^(sic) / Fortunatus fecerunt / b. m. / h. s. e., s. t. t. l. ⁽³⁴⁾》(C. II, 1198 = José, V., *ILER*. n. 5709⁽³⁵⁾).

セビーリヤに残るこの墓碑は、『ローマ皇帝私庫』の金庫に出納係、*dispens(ator) arc(a)e patrimon(ii)*⁽³⁶⁾として設置されたFelixなる名の奴隸(銘記はないが疑いもなく「皇帝奴隸」)がこの地で死去した際、‘vicarii’達が生前の交誼を謝し、死後の平安を祈って建立した。かれらがFelixの奴隸として如何なる機能を果たしたかは不明だが、名を連ねた奴隸は計5名(*Primitius, Clemens, Parthenius, Pamphilus, Fortunatus*)の多きに及んだ。

これに対して、ローマに残る次の墓碑銘(C. VI, 5197=ILS. 1514: *Romae in columbario rep.*)には、‘vicarii’夫々の機能が銘記された。

(8) 《Musico Ti. Caesaris Augusti / Scurrano disp. ad fiscum Gallicum / provinciae Lugdunensis, / ex vicaris eius, qui cum eo Romae cum decessit fuerunt, bene merito: /

Venustus negot.,	Agathopus medic.,	Facilis pediseq., /
Decimianus sump.,	Epaphra ab argent.,	Anthus ab arg., /
Dicaeus a manu,	Primio ab veste,	Hedylus cubicu., /
Mutatus a manu,	Communis a cubic.,	Firmus cocus, /
Creticus a manu,	Ponthus pediseq.,	Secunda.
	Tiasus cocus,	〕

この墓碑銘は、属領ルグドゥーネーシスの『ガリア皇帝庫』に、出納係*disp(ensator)*として派遣されたティベリウス皇帝(A. D. 14-37)の奴隸*Musicus*(添名*Scurranus*)がローマで死亡した時、かれに従っていた(*cum eo Romae... fuerunt*)「かれの‘vicarii’達」が奉獻したものであるが、それに名を連ねたかれの奴隸は、全部で16名に上った。最後の女奴隸*Secunda*だけは不明だが、他の15名は奴隸主*Musicus*との関係を銘記した。即ち、渉外の役に当たった奴隸*negot(iator)*1名、金銭出納係*sump(tuarius)*1名、秘書*a manu*3名、医師*medic(us)*1名、金庫番*ab argent(ariis)*2名、衣装担当付き人*ab veste*1名、侍従*ab cubic(ulariis)*2名、外出に際しての従者*pediseq(uus)*2名、料理人*cocus*2名であり、他ならぬ皇帝奴隸群(*familia Caesaris*)の中で、「特有財産」として当該奴隸の「自由処置」に委ねられ、皇帝意思が直接及ぶことのない今一つ別の、他ならぬ奴隸の下での事実上の「奴隸ビューロー」

とさえ呼び得る奴隷集団を形成した。

奴隷がその所有下に多数の‘vicarii’群を擁した以上の2例は、ヒスパニアとガリアの両属領に皇帝庫(fiscus)・皇帝私庫(patrimonium Caesaris)の出納係として派遣され、皇帝財政の末端を担った重要機能の奴隷であった。

‘vicarius’所有奴隷は併し、かれらだけに限られなかった。これほど多くではないが、奴隷を事実上自己の所有とした奴隷の存在は、その他の墓碑銘にもまた散見される。尤も奴隷主、同棲奴隷、仲間奴隷乃至‘vicarius’によって墓碑が残された限りに於てのみ作業は可能なのだが、正にそのことの故に、その存在は皇帝奴隷に最も頻繁であり、‘servi vicarii’に関する近年の言及が殆ど専ら、『皇帝奴隷』研究に於てなされたのも決して故なしにはなかった。但しここでは、‘vicarius’所有奴隷の機能を介したローマ奴隷制の構造分析だけがすぐれて問題であり、そのためには、類型の抽出に必要な銘文事例の検証だけで充分であろう。

(9) 《Hierocli / Aug. dis[p.] / operum / publicorum, / Eros vicarius》(C. VI, 8478=ILS. 1604: *Romae rep.*). [公共事業の皇帝出納奴隷*Hierocles*に、(かれの) ‘vicarius’ *Eros* (これを奉獻せり)]。

(10) 《D. m. / Sabbio Caes. n. s. / vilic. aquae Claudiae, / fecit sibi et Fabiae / Verecundae coniug. / suae, cum qua vixit / annis XXIV, sanctissimae, et / libertis liberta/busq. eius, et vikaris (^{sic}) / suis.》(C. VI, 8495=ILS. 1612: *Romae rep.*). [死者の霊に、皇帝奴隷にして『クラウディア水導』の差配*Sabbio*、かれ自身及び共に生きること24年に及びし最も清廉なる妻*Fabia Verecunda*、並びにその解放奴隷達(男女)とかれ自身の‘vicarii’達のために(これを)作れり]。

(11) 《Dis manibus / Q. Turranio Maximo / praeceptor et / amico bonorum / consiliorum, / Sagaris Alcimi Aug. ser. / verna arcari provinc. / Achaiae vicar.》(C. III, 556=ILS. 1504: *Athenis rep.*). [死者の霊に、師にして善き諮問会(複数)の友、*Q. Turranius Maximus*に、皇帝出生奴隷(*Augusti servus verna*)にして属領アカイア州の会計係、*Alcimus*の‘vicarius’ *Sagaris* (これを捧ぐ)]。

以上の3例の内、(9)は‘vicarius’が皇帝奴隷に捧げた墓碑銘であり、(10)は、皇帝奴隷が自由身分の女性を妻とし、その妻に献じた墓碑だが、同時にかれのオイコスを構成する要素の一つとして複数の‘vicarii’が挙げられた。これとは異なって(11)は、自らは他ならぬ「奴隷によって所有された奴隷」であり乍ら自由人の墓碑を献じたものである。もとより「奴隷所有奴隷—奴隷」の関係は(8)に明らかなように、補助的労働力として純粋に私的な関係であったとしても、既出のそれ(4)並びに、皇帝(奴隷)ウィリクス *Abascans* 所有の‘vicarius’ *Delius*が、‘teloneum’ (関税ポスト) ⁽³⁷⁾を「私費」によって基礎部分から修復かつ拡張したことを誌した、アルジェリアに残る修復碑、

(12) 《Veneri Aug. sac. / Delius, Abascanti Aug. vil. vic., teloneum a fun/damentis sua impensa restituit et ampliavit.》(C. VIII, S. 12134=ILS. 1654: *prope Bisciam prov. Africae*)

と共に、皇帝奴隷の‘vicarius’が、必ずしも‘servus ordinarius’だけとの間の単なる私的隷属関係としてのみ止まることなく、その態様もまたローマのみならず属領に於ても同様であったことを明示する⁽³⁸⁾。

何れにしても以上の僅か4例だけを以てしても既に、前掲の(7)～(8)と共に、自らの「奴隷所有」に表現されたローマ皇帝奴隷(*Caesaris n. servus, Augusti n. servus*)⁽³⁹⁾の一類型を抽出するのに充分であり、これ以上の例証は省略してよい。即ち、‘vicarius’, ‘vicaria’ (一人であれ複数であれ)を所有した奴隷は、総じて言えば、一般労働の奴隷ではなかったことである。そうではなくして、『ガリア皇帝庫』の奴隷Musicusを初めとして何れも帝国行・財政の最末端機能を担った奴隷(「出生奴隷」*verna Caes. n.*であろうとなかろうと)であった。勿論排他的にかれらのみにでは決してなかったにしても、帝国行・財政のいわば「公的」機能の場に投入されたこのような定在の皇帝奴隷にすぐれて、自己の奴隷を「特有財産」として所有する可能性と機会が留保された、と見做してよいであろう。正にそのことの故に、かれらの痕跡は上掲諸例(7, 8, 11, 12)に示された如く、帝国の至る所に残された。このような所に(もはや本稿では到底及び得ないが)、ある意味では、帝国行・財政に対する皇帝把握の最も直截的な表現の一つを読み取ることもまた可能かもしれない⁽⁴⁰⁾。

‘servi vicarii’は併し、皇帝奴隷のこのような機能存在——従ってローマ皇帝の純粋に私的な家計に於けるそれを含めて⁽⁴¹⁾、要するに皇帝オイコス(*domus Augustae*)のいわば‘ministri’存在——のみに限られることは決してなかった。とりわけローマ貴顕身分の私的な家計に於てもまた頻繁であったからである。ここではその一事例だけを挙げておこう。帝政初期に於ける名望家系の一つ、前出『スタティリウス氏』の墓所に残された骨壺例である。

(13) 《Felix horrearius / Hipparchi vicarius》(C. VI, 6292=ILS. 7440a), 《Protogenes horrearius》(C. VI, 6293=ILS. 7440b);

(14) 《Faustus Erotis / dispensatoris vicarius》(C. VI, 6275=ILS. 8418).

この内最初の奴隷*Hipparchus*は、機能乃至地位が不明だが、「倉庫番」*horrearius*として使役された*Felix*, *Protogenes*両奴隷の所有主として現れ、夫々に‘vicarius’の語を銘記した。このことから推して恐らくかれは、スタティリウス氏(所有主の特定は不能だが)の倉庫差配ウィリクス(*vilicus horreorum*)⁽⁴²⁾であったか、またはその類似的な存在であったと思われる。かつて奴隷制の一般的な形態の一つとして、「富裕な奴隷」は屢々自ら独立的な「営利」を営んだ、と主張するバロウは、当該例をその証左とした。即ち「倉庫番」(warehouseman)の2奴隷を所有した*Hipparchus*は、スタティリウス氏の奴隷でありながら自らは営利としての「倉庫業」を営んだ、とする解釈である⁽⁴³⁾。なるほどこの解釈は、古代都市に於て奴隷は特有財産を「商品」(*merx peculiaris*)として、自己の計算によって「事実上完全な独立的営利」を営む「小市民」として自由人と並存関係にあった⁽⁴⁴⁾、とするウェーバーの周知のシェーマに連なり、延いてはローマ奴隷制の展開の仕方に関する一般理解⁽⁴⁵⁾にもまた関わるだけに興味深い。だが併し事実関係それ自体からして既に、バロウ説は成立困難だと言わねばならない。というのは同墓所では、*Hipparchus*の‘vicarii’と並んで多数の奴隷が骨壺

を残しているからである。

(15) 《[S]alvionis / text.ossa / hic sita sunt》(C. VI, 6361=ILS. 7432a) [織布奴隷 *text(or)* [S]alvioの骨ここに安置さる]、

(16) 《Italia quasillaria / vixit ann. XX, / Scaeva tabellarius Tauri, / coniugi suae fecit》(C. VI, 6342=ILS. 7432c). [紡績女奴隷 *quasillaria Italia*、行年 20 歳、Taurus(=T. Statilius Taurus cos. a. 11)⁽⁴⁶⁾の書記 *tabellarius Scaeva*、妻のために(これを)作り]、

(17) 《Attalus / sarcinator》(C. VI, 6343=ILS. 7435a). [仕立て奴隷 *sarcinator Attalus*]、

(18) 《ossa / Fausti fullonis / hic sita sunt》(C. VI, 6288=ILS. 7436) [布晒し奴隷 *fullo Faustus*の骨ここに安置さる]

等々、スタティリウス氏家計は種々の職種にわたる多数の家内奴隷(*familiae urbanae*)を擁したが、これらは独立的な営利存在では決してなかった。否それどころか、

(19) 《Felix / Messalinae / lanipend.》(C. VI, 6300=ILS. 7434) [Messalinaの(奴隷) *Felix*、(糸紡ぎのための)羊毛計量仕分奴隷 *lanipend(ius)*]、

(20) 《Optata Pasaes (*sic*), / ostiaria, fecerunt amici》(C. VI, 6326=ILS. 7438) [*Pa(n)sa*の(奴隷) *Optata*、玄関番女奴隷 *ostiaria*に、仲間(男奴隷)達が(これを)作る]

の両者は、‘vicarius’の語こそ持たないまでも、紛れもなく奴隷(但しこの場合もまた同様に、その機能なり役割なりを表示することはないが)によって「所有された奴隷」、而も(20)の女奴隷は恐らく所有奴隷 *Pa(n)sa*⁽⁴⁷⁾の同棲相手であり、(13)の‘horrearius’もまた明らかにこの両奴隷と同一面上の存在であった。従ってHipparchusにだけ独立的な営利の奴隷を特定する根拠は何処にもない⁽⁴⁸⁾。

これに対して‘vicarius’を銘記した今一人の奴隷所有奴隷 *Eros*(14)は、どの「家」(*domus*)かは明らかでないがとに角、スタティリウス氏家計の金銭出納奴隷‘dispensator’であった。このことから推して、かつ前出の皇帝奴隷諸例からしてもまた、他の奴隷所有奴隷(内一人(19)は女奴隷)もまた、‘vilicus’なり‘minister’なり、何れにしてもスタティリウス=オイクスにあっていわば) *ministerium* (機能の奴隷であったことだけは確かである。

併しこのような「都市」の奴隷のみならず、大土地所有制にあっては事情は同一であった。前述の如く、2世紀初の法学者ケルススは農場奴隷の所有下にあった‘vicarii’の法的処置(「農場施設」として農場主の遺贈対象をなさない)を問題とし(Dig. XXXIII, 7, 12, 44)、同世紀後半のスカエウォラ(id. XX, 1, 32: Scaevola)もまた、農場差配のウィリクスが所有した‘vicarii’に言及する⁽⁴⁹⁾。農場に於ける‘servi vicarii’の存在である。併しこの場合もまた、存在そのものは知られ得ても実態までは知られ得ない。これに反して「農場奴隷」本来ではないが、一世紀後半~二世紀のローマ周辺大土地所有に於ける労働の諸関係を最も直接的に伝えた<opus doliare>にはその存在が確認出来る。従前の‘servi vicarii’研究が一様に看過した新事実である。本稿の冒頭にその銘文を掲げた奴隷Agathobulus(1, 2)は、既述の如く Cn. Domitius Tullus, 次いで Domitia Lucilla を所有主とした『リキニアーナ地所』 *praedia*

*Liciniana*で生産された粗陶器(OPVS DOLIARE)に、二奴隷を所有した奴隷として銘文を残した。Cn. Domitius Tullus, Domitia Lucillaの「奴隷」Agathobulusは、その機能に於て上に挙げた‘vicarius’所有奴隷と紛れもなく同次元の存在であった。何故ならば、かれは他の奴隷、解放奴隷と並んで、「地所」に設置された瓦窯(figlinae)に拠って生産を指揮した「生産指揮者」*officinatores*⁽⁵⁰⁾の一人であったからである。

(四)

法的には専ら「特有財産」内の処理でこと足りたとしても、特定場合(皇帝‘familia’)を除いて、ローマ奴隷制のレベルに於てはその実態がなお不透明のままに止まった「奴隷による奴隷の所有」に関して、墓碑銘を介したその定在並びに「奴隷—奴隷」関係の類型的な検討は、以上によって一先ず終わる。従って作業そのものは極く部分的なものでしかなかったが、それでもなお次の事実だけは確認され得た。ローマ共和政末以後の奴隷社会に於てこの事象が頻繁であり決して希有のことではなかったこと、つまり帝国行・財政の公的な場に於てであれローマ貴顕身分の私的な家計に於てであれ、とに角奴隷制の構造的に一様な展開の事実である。奴隷所有奴隷*servi ordinarii*(女奴隷もまた例外でなかった)が示したのは、いわば〕*ministerium*《的存在としての本質的に一様な態様であった。それ故に機能それ自体としては、皇帝・貴顕身分の私的奴隷大オイコスのみならず営利諸機会に投入された、‘institor’乃至‘praepositus’(支配人)の名称に拠って知られた「都市奴隷」(*familiae urbanae*)ともまた同次元の存在であった、と見做され得よう⁽⁵¹⁾。

だが併し、‘*servi vicarii*’に突出的に表現されたこのような奴隷制の構造と態様は、最も一般的な理解として止まっている、皇帝・貴顕身分の‘*domus*’を構成した奴隷、都市小商業・手工業奴隷、それ故要するに‘*familiae urbanae*’⁽⁵²⁾にのみ特殊であったのでは決してなかった。管見の及ぶ所アグロノーム諸誌にはその存在こそ定かでないとは雖も、農場奴隷とりわけ農場差配のウィリクス及び‘*praefecti*’の名で知られる作業指揮奴隷の下での「特有財産」は一般的であり(e.g., Varro, *De r. r.* I, 17, 5; II, 10, 5)、前述の如くスカエウオラは‘*vicarii*’の下にウィリクス所有の奴隷を問題とした。「農場奴隷」*familiae rusticae*それ自体ではないが、皇帝・貴顕身分の他ならぬ「地所」に設置された‘*officinatores*’は、最も直接的な痕跡を残した。もとより筆者は、従前の諸学説に於ける略々共通した理解の妥当性そのものを拒否するのでは決してない。そうではなくして、以上の作業によって確認を見たのは、程度の差こそあれ、ローマ奴隷制がその本質的な態様に於ては「都市」的定在の奴隷‘*familia Caesaris*’, ‘*familia urbana*’のみならず、「農村」定在の奴隷‘*familia rusticae*’に於てもまた一様に進行した事実である。

以上の瞥見はかくして、ローマ奴隷制の構造と展開に関して、次の如き帰結とそれよりするさらなる展望の引き出しを可能にする。

‘*servi vicarii*’の所有が殆ど専らそこに限定された、〕*ministerium*《存在及びそれと同一

次元の存在として大土地所有制を含めた営利諸機会の《praepositus》《存在の奴隷が、「支配装置」の一つとして構造的に機能したことは言うまでもない。それ故、帝政期に入ってからこのような機能存在そのものの数量的かつ構造的に質的な拡大と‘servi vicarii’の頻繁化は、支配の拡大化（奴隷制の数量的拡大）に伴って進行する始源的には人的な組織化（奴隷制大土地所有に於ては、「地所所有主－奴隷」関係の中へのウィリクスのみならず、*monitor praeiens, magistri operum*等々の持ち込み）⁽⁵³⁾、次いで奴隷社会内部にまで及ぶ階層化＝他ならぬ奴隷自身の間での「奴隷所有」関係の再生産の直截的な表現であった。

自らは奴隷によって事実上所有された奴隷でありながら、そのかれらもまた「特有財産」として奴隷を所有し得た(Dig. XXXII, 8, 6, 3: *Ulpianus*; id. 8, 25: *Celsus*)、奴隷の中での奴隷所有なる 奴隷制の拡大的更新は、他方では併し同時に、「自由への道」を準備した。勿論‘vicarii’所有のかれらだけにそれが開かれていたのでは決してないが、総じて《ministerium》《機能の奴隷がそれへの最短距離に位置したことは間違いない⁽⁵⁴⁾。

先に‘vicarii’所有奴隷としてマルクス・アウレーリウス皇帝の母方祖母、Domitia Lucillaの地所に現れたAgathobulusは、「自由人」*Cn. Domitius Agathobulus*として現れた時、*Trophimus, Aprilis*の両‘vicarii’を改めて自己の所有奴隷とした他、2奴隷(*Carpus, Roscianus*)を所有下に置いた。

《TROPHIMI・CN DOMITI // AGATHOBVLI》(C. XV, 1108).

《APRILIS・CN DOMITI // AGATHOBVLI / DOL》(id. 1106a).

《CARPI DOMITI AGATHOBVL》(id. 1107).

《ROSCIANI CN DOMITI AGATHOBVLI》(id. 275).

即ち2世紀のローマ周辺大土地所有に於ける（だが併し厳密に言えば、本来的「農耕部分」には属さない利得諸機会の一つに於ける）、自由を得た元奴隷の奴隷主への道であった。否そればかりかこの内の一人、奴隷Agathobulusの元‘vicarius’であったTrophimusは、

《CN・DOMITI・TROPHIMI // DECEMBRI》(id. 1117);

《NEPOTIS・CN・DOM・TROPH》(id. 1118a)

に明らかのように、今や解放奴隷となったCn. Domitius Agathobulusから自由を得た後、自らもまた奴隷主としてさえ現れた。奴隷によって所有された奴隷の、「自由」とさらなる「奴隷主」への道である。

従って、ここから最低限安全に言い得るのは、奴隷の身分的上昇が効果的な支配と労働収奪をその本質とした「ヒエラルキー化」⁽⁵⁵⁾なる、奴隷制の補強（労働組織の体系化）の一つの結果であって、正にそのことの故になお奴隷制そのものの止揚には直結しなかったことである。

もしそうだとすれば、奴隷自身の間での奴隷所有関係、次いで隷属身分を脱した元奴隷の下でのそれ、要するにこの両者の下での奴隷所有関係の「再生産力」の喪失こそが決定的に重要であったことになる。最終的に「どの時点」でそれが見失われたのか。古代奴隷制が果たしたその歴史的役割の終焉に関して、最も直接的な指標の一つを設定することが出来るで

あろう⁽⁵⁶⁾。

註

- (1) 地所所有主については、拙稿「《OPVS DOLIARE》考(2) — FIGLINAЕ所有の貴族的形態 —」『歴史学・地理学年報』I(1977年)67-69頁を参看されたい。なお筆者の作業は、紙幅の関係上、複数の地所を所有した所有主(ローマ皇帝・貴顕身分)のみに限定したのに対して、その後全く時期を同じくして所有主の個別洗い出しとプロソポグラフィーが出されたことを付記しておこう。Setälä, P., *Private Domini in Roman Brick Stamps of the Empire: A Historical and Prosopographical Study of Land-owners in the District of Rome*, Diss. Fennicae (Helsinki 1977. 4), p. 316.
- (2) 以下同『金石文集成』*Corpus Inscriptionum Latinarum* I-XVI (Berlin 1863-)の引用は、<C>で略記する。ILS. = *Inscriptiones Latinae Selectae* I-III, Dessau, H. ed. (Berlin 1892-1916).
- (3) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)」『史淵』CX(1973)76-78頁。
- (4) Varro, *De r. r.* I, 17, 1.
- (5) E. g., *Inst. Gaii*, I, 120-1; II, 13; 32. Cf., Buckland, W. W., *The Law of Slavery. The Condition of the Slave in Private Law from Augustus to Justinian* (Cambridge 1908), 10f.; Kaser, M., *Das römische Privatrecht* I (München 1955), 245-9; Watson, A., *The Law of Persons in the Later Roman Republic* (Oxford 1967), 171f.
- (6) 先行諸学説に於ける処理については直ぐ後で言及される。
- (7) Vgl., Spranger, P. P., *Historische Untersuchungen zu den Sklavenfiguren des Plautus und Terenz* (Wiesbaden 1960), 67-9, 75; Westrup, C. W., *Some Notes on the Roman Slave in Early Times: a Comparative Sociological Study* (Kopenhagen 1956), 16-21; Watson, A., *op. cit.* 178. 因みに当該箇所‘vicarius’に対する邦語訳は「手代」とし、それに「下男(atrionensis)の代理をする奴隷」と註記する。岩倉具忠訳「アスィナリア」『古代ローマ喜劇全集』I (東京 1975) 157頁。
- (8) 農場に於ける奴隷の労働組織に関しては次の文献参照。Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern. Quellen und Forschungen zur Agrargeschichte* Bd. 30 (Stuttgart/N.Y. 1978), 55.
- (9) ‘vicarius’そのものは頻繁だが、多くの場合が‘servus vicarius’ではない。
- (10) 奴隷によって事実上「所有」された奴隷がさらに「特有財産」として奴隷を所有したこの事実は、後述の如く奴隷間に於ける階層化の進行実状を直接的に証言するものとして興味深い が、筆者はなおこれに相当する事例を碑文史料からは検出し得ていない。
- (11) Weaver, P. R. C., *Familia Caesaris. A Social Study of the Emperor's Freedmen and Slaves* (Cambridge 1972), 200, n. 1: ‘the subject of *servus vicarius*, although of considerable interest, has seldom been discussed, and then usually from the purely legal point of view.’
- (12) Buckland, W. W., *op. cit.* 240.

- (13) 《[.../pro] salute Bel/[li]ci uil(ici) stati/onis P(o)etobionen[sis^(sic)/.] LI-SEMOESRAO / Castricius Bel/ici uik(arius) u(otum) s(oluit) l(ibens) m(erito), / ann(-orum) XXV, Fusco II (et) Dextro co(n)s(ulibus)》. ‘statio Poetoviensis’ 及び ‘portorium Illyrici’ に関しては、Laet, S. J. de, *Portorium. Etude sur l’organisation douanière chez les Romains, surtout à l’époque du Haut-Empire* (Brugge 1949), 230-45参照。
- (14) 註(11)参照。
- (15) Erman, H. (con una nota di lettura di L. Labruna), *Servus vicarius. L’esclave de l’esclave romain*. Extrait du Recueil publié par la Faculté de Droit de l’Univ. de Lausanne (Lausanne 1896; réimpr. Napoli 1986), 391-532.
- (16) Buckland, W. W., *op. cit.* 239-249.
- (17) Lécivain, Ch., art. *Vicarius*, *Dict. d. Antiq.* V (1918), 823-5; Schneider, K., art. *Vicarius*, *RE*. VIIIA (1958), 2046-53.
- (18) 註(11)参照。
- (19) Chantraine, H., *Freigelassene und Sklaven im Dienst der römischen Kaiser: Studien zu ihrer Nomenklatur* (Wiesbaden 1967), 15f. et passim; Weaver, P. R. C., *op. cit.* 200-206; Id., ‘*Vicarius and Vicarianus in the Familia Caesaris*’, *JRS*. LIV (1964), 117-28; Boulvert, G., *Domestique et fonctionnaire sous le Haut-Empire romain. La condition de l’affranchi et l’esclave du Prince*. Ann. Lit. de l’Univ. de Besançon IX (Paris 1974), 200-209. この他 ‘*servi vicarii*’ に言及したものとして、筆者の目に触れたのは次の諸文献である。Barrow, R. H., *Slavery in the Roman Empire* (London 1928; Reprint N. Y. / London 1968), 102; Duff, A. M., *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxford 1928), 53-5; Kaser, M., *a. a. O.* 248; Id. *Das römische Privatrecht II* (München 1975²), 133; Watson, A., *op. cit.* 99f.; Berger, A., ‘*Nota minima sul servus vicarius*’, *Jura. Riv. Intern. di Diritto Romano e Antico* VIII (1957), 122-5; Westermann, W., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1955), 112; Bradley, K. R., *Slaves and Masters in the Roman Empire: a Study in Social Control*. Coll. Latomus 185 (Bruxelles 1984), 108-10. なお今一つのモノグラフ、Lafon, J., *Le servus vicarius*. Mém. Faculté de Droit de Bordeaux (Bordeaux 1964), p. 123 (タイプライター版) は、本稿執筆時までには参看出来なかった。なお上掲の皇帝奴隷・解放奴隷研究が、ローマ皇帝ビューローの動態的な実態解明に連なることは言うまでもない。本稿では、ローマ皇帝権の「在り方」そのものは問題でないが、皇帝奴隷・解放奴隷によって担われた皇帝ビューローのその後の、とりわけ『フラーウィー期』(A. D. 69-96)以後、皇帝解放奴隷ではもはや充当不能な拡大化(それに伴う騎士身分による充当)を指摘したブライケンの概観が筆者には示唆的であった。Bleicken, J., *Verfassungs- und Sozialgeschichte des römischen Kaiserreiches I* (Paderborn 1978), 62-3.
- (20) ‘*servi vicarii*’ がその中に包含された ‘*peculium*’ = 「特有財産」それ自体について、

本稿は直接立ち入ることはしない。

- (21) バックランド以来半世紀にわたって殆ど進展が見られなかった、と言ってもよい ‘vicarii’ 研究の貧困は、従前の奴隷制研究が殆ど問題関心を抱かなかつたことにもよるが、それと同時に、広大な空間と時間にわたる墓碑銘を中心とする関係史料の渉獵と分析の困難さが作用したこともまた否めない。
- (22) ‘Celsus scribit servis qui in fundo morarentur legatis, vicarios eorum non contineri’ (Dig. XXXIII, 7, 12, 44); ‘vicarios autem servorum suorum numero non contineri Pomponius libro quinto scribit’ (id. XXXII, 73, 5).
- (23) ‘si quis nomine eius solvat vel ipse manumissus, ut Pomponius scribit, ex peculio, cuius liberam administrationem habeat, repeti non poterit’ (Dig. XII, 6, 13).
- (24) ‘...et Proculus et Atilicinus existimant, sicut ipsi vicarii sunt in peculio, ita etiam peculia eorum: et id quidem, quod mihi dominus eorum, id est ordinarius servus debet, etiam ex peculio eorum detrahetur: id vero quod ipsi vicarii debent, dumtaxat ex ipsorum peculio’ (Dig. XV, 1, 17). Cf., Buckland, W. W., *op. cit.* 187-95; Westermann, W. L., *op. cit.* 83; Kaser, M., *Privatrecht* I, 226f., 506f.; Watson, A., *op. cit.* 178f.; Id., *Roman Slave Law* (Baltimore/London 1987), 90-101.
- (25) 註(24)参照。
- (26) ‘Fortunatus’, ‘Pompeianus’ 共に奴隷名に一般的なコグノーメンであり、恐らく「公有奴隷」が意味された同様な事例、《Fortunatus / publicus Sulpi/cianus》(C. VI, 2327=ILS. 4990a)を勘案すれば、‘Pompeianus’は「奴隷」‘Fortunatus’の添名であったことになるが(H. Dessau, comm. ad cogn. Pompeianum: *agn. serv. Caes.*)、果たしてそうであったか否かは定かでない。
- (27) 皇帝解放奴隷・皇帝奴隷の用語法、‘Augusti nostri’, ‘Caesaris nostri’ 夫々の時期、意味内容にまで、本稿が立ち入る必要はない。Vg. Chantraine, H., *a. a. O.* 399f.; Weaver, P. R. C., *Familia Caesaris* cit. 42ff.; Id., ‘The Status Nomenclature of the Imperial Freedmen’, *CQ.* n. s. XIII (1963), 272-8; Id., ‘The Status Nomenclature of the Imperial Slaves’, *CQ.* n. s. XIV (1964), 134-9; Boulvert, G., *op. cit.* 10 et suiv.
- (28) Degrassi, A., *I fasti consolari dell’Impero romano dal 30 av. Chr. al 613 dop. Chr.* (Roma 1952), 7.
- (29) *Ibid.* 12.
- (30) Dessau, H., comm. ad nn. 7407, 7432: ‘videtur significari T. Statilius Taurus consul a. p. Chr. 11’.
- (31) 一応「妻」と訳したが、この場合は奴隷間の同棲であり、市民法上の「婚姻」(conubium)を意味さなかつたのは言うまでもない。
- (32) その名で母の骨を収めた「息子」Faustioは、それに並ぶ今一つの骨壺、《Faustio vern. /

- Deucalionis vixt ann.V, ossa tibi / bene quiescant, et matri》(C. VI, 6397=ILS. 7981b)に見える如く、5歳で死亡したが、‘vern(a)’が銘記されており、両奴隷間の同棲による子は父親*Deucalio*の出生奴隷と見做された。なおこれとは反対の場合、即ち女奴隷が‘vicarius’を夫とした場合もまた想定可能だが、筆者はなお墓碑銘にそれを検出し得ていない。
- (33) Kaltenstadler, W., *loc. cit.*
- (34) *b(ene) m(erenti), h(ic) s(itus) e(st), s(it) t(ibi) t(erra) l(evis)*. ディヴェロツプは筆者。
- (35) José, Vives, *Inscripciones Latinas de la España Romana* (Barcelona 1971).
- (36) Vgl., Liebenam, W., art. ‘dispensator’, *RE*. V, 1, 1189–98, bes. 1194.
- (37) Vgl., Lehmann-Hartleben, K., *Die antiken Hafenanlagen des Mittelmeeres. Beiträge zur Geschichte des Städtebaus im Altertum* (Wiesbaden 1923), 44; Laet, S. J. de, *op. cit.* 19.
- (38) この最後の事例は、皇帝奴隷の態様に関して示唆的な新課題を内蔵するが、このためには帝国全土にわたる墓碑銘を初め‘vicarii’関係諸史料の博捜を必要とするため、差当りここでは、事実関係の掘り起こしだけに止めておこう。
- (39) 註(27)参照。
- (40) ‘servi vicarii’は空間的な広がり(註(38)参照)と同時に、時期的な問題(註(19)参照)をもまた内蔵するが、その存在が何時まで痕跡を残したかに関して、目下の筆者にはなおその用意が整っていない。
- (41) 例えば次の事例がそうである。《Diogneto Ti. Aug. ser. / Alypiano, qui praefuit / pedisequis, Thyrsus vicar. / f. d. s.》(ILS. 1821); 《VENVSTVS PHILOXEMI TI • CLAVDI CAESARIS SERVI DISPENSATORIS VICARIVS》(C. VI, 64)。
- (42) 同一機能の存在(*vilicus horreorum*)そのものは、皇帝奴隷にも見受けられ、この事実を以てしてもまた、直ぐ後に紹介するバロウ説は短絡的解釈の謗りを免れ得ない。《Zmaragdus / Caesaris Aug. / vilicus / horreorum / Galbianorum》(*Eph. ep.* IV, 723^a ILS. 1621)。
- (43) Barrow, R. H., *op. cit.* 102: ‘but others (vicarii) were employed in many ventures which a well-to-do slave undertook.’
- (44) Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft* (Heidelberg 1947³), 529. Cf., Buckland, W. W., *op. cit.* 187–201; Watson, A., *Law of Persons* cit. 178f.; Id., *Slave Law* cit. 90–8; Schtaermann, E. M., *Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik* (Wiesbaden 1969), 113f.; Treggiari, S., *Roman Freedmen during the Late Republic* (Oxford 1969), 87–91, 106–7.
- (45) バロウ説が与した、農場奴隷とは対蹠的な都市奴隷に対する一般的理解(vgl., Brockmeyer, N., *Antike Sklaverei*. Beiträge der Forschung Bd. 116, Darmstadt 1979, 180–2)は、解放奴隷に関しては、Loane, H. J., *Industry and Commerce of the City of Rome (50 B. C. -200 A. D.)* (Baltimore 1938). 104が提唱した。ローマ奴隷制の展開の仕方

に関するこのような解釈に対して、一步距離を置く筆者の理解——というのは、ローマ奴隷制のこの側面そのものは筆者もまた承認するからである——は直ぐ後で明らかにされるであろう。

(46) Dessau, H., comm. ad n. 7407a.

(47) この奴隷は、「解放奴隷」として現れる *Pansa* (C. VI, 6220) と紛れもなく同一人であった。Dessau, H., comm. ad n. 7438.

(48) 管見の及ぶ所では、直接 *Hipparchus* に関して、バロウ説がその後継承された形跡はない。註(45)に挙げたローン説に対する筆者の批判は、前掲拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)」105-6頁を参看されたい。

(49) ‘...an et Stichus vilicus...et Stichi vicarii obligati essent’.

(50) 註(48)に挙げた拙稿、88-92頁参照。

(51) Dig. XIV, 3, 5 pr. (Ulpianus): ‘cuicumque igitur negotio praepositus sit, institor recte appellabitur’; id. XXXII, 65 pr. (Marcianus): ‘qui praepositi essent negotii exercendi causa, ueluti qui ad emendum locandum conducendum praepositii essent.’ Cf., Weber, M., *loc. cit.*: Erman, H., *op. cit.* 409f.; Buckland, W. W., *op. cit.* 171; Barrow, R. H., *op. cit.* 105f.; Westermann, W. L., *op. cit.* 83; Schtaerman, E. M., *a. a. O.* 113, 121.

(52) 註(45)・(54)参照。

(53) Kaltenstadler, W., *a. a. O.* 43-9, 55.

(54) Schtaerman, E. M., *a. a. O.* 120-6, 166-8; Treggiari, S., *op. cit.* 11-20, 144-5 et l.; Alföldy, G., ‘Die Freilassung von Sklaven und die Struktur der Sklaverei in der römischen Kaiserzeit’, in: Schneider, H. (hrsg.), *Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der römischen Kaiserzeit*. Wege der Forschung Bd. 552 (Darmstadt 1981), 357-9. もとより筆者もまた、すぐれて皇帝奴隷、都市奴隷（私的な家内奴隷のみならず商工業奴隷をもまた含めた）が距離と数量的な度合いの両者に於て、身分的上昇の機会に（但しあくまでも「比較的に」でしかなかったのだが）恵まれたことそれ自体を拒否するものでは決してない。だが併し、‘servi vicarii’ をキーワードとした奴隷制の構造分析が明らかにしたのは、*dispnsator, minister, institor, praepositus, praefectus, vilicus, officinator*等々がその機能に於て奴隷制構造上同一平面上の存在——それ故「都市」と「農村」の別を問わず、ローマ奴隷制に最も本質的な支配の装置として——であり、その最も直截的な表現がかれら奴隷の下での「奴隷所有関係」であった。他方では併しそれとは正反対に、かれらはまた「自由への道」の最短距離に位置した。皇帝奴隷、都市奴隷のみならず、農村定在の奴隷もまたそうであり、都市だけが身分上昇の場（Weber, M., *loc. cit.*）では決してなかった。従って改めて指摘されねばならないのは、夫々の場と数量的な度合いの相違にも拘らず、ローマ奴隷制は略々一様の構造とそれに伴った進行を示した、という展望であろう。ただ併し、筆者の作業結果に拠って言えば、共和政末・帝政初期に一鉦山区で数千、時として万を超す大量の奴隷が投入された鉦山業では、奴隷制のこの側面は完全に検証不能であ

った。ローマ貴顕身分、皇帝所有のローマ周辺「地所」に於ける「自由の道」に関して、ウェーバー以来の先行諸学説に対する批判を含めて詳しくは、拙稿「(OPVS DOLIARE)考(4) 2、3世紀の大土地所有に於ける解放奴隷」『歴史学・地理学年報』V(1981)93-96頁、同「2、3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造」同誌XV(1991)54-62頁を参看されたい。

(55) 筆者のこの帰結は、従って結果的には、奴隷解放の「経済的諸効果」の一つとして挙げた次のホプキンス説を事実に基づいて補強することになる。Hopkins, K., *Conquerors and Slaves* (Cambridge 1978), 131: 'for the masters, manumission was economically rational, partly because it tempted slaves to increase their productivity.' さらにまた、奴隷社会内でのヒエラルキー化と「特有財産」との関係については、Bradley, K. R., *op. cit.* 111f.; Finley, M. I., *Ancient Slavery and Modern Ideology* (London 1980), 77, 102参照。

(56) 少なくともローマ周辺を中心とするイタリア中央部の大土地所有制に関しては、前掲拙稿「奴隷制の態様と構造」29-73頁によって一応の見通しがつけられはしたが、他は殆ど手付かずの状態であり、墓碑銘を初め関係諸史料の極めて困難な渉猟が今後の課題として残されることになる。

【付記】 'servi vicarii' に関して筆者は、「〈VICARIVS〉考—ローマ奴隷制とペクーリウム—」『西洋史学論集』VIII(1960)31-41頁で模索を図った後、「C. I. L. XV, 1003—SERVI VICARIIの一形態—」『史学論叢』XIII(1982)25-42頁、「Slave-owning Slaves and the Structure in the Early Roman Empire」, *KODAI: Journal of Ancient History* I(1990), pp. 24-35の両稿を発表したが、その後もなお新史料(墓碑銘)の発見が相次いだために、これらを取込んだ再考が必要になった。本稿はこれらの先稿を踏まえて、改めて書き下ろされたものである。(1997. 8. 10.)

付論 II

1・2世紀交のイタリア大土地所有に於ける小作地運営

——プリーニウス（小）『書簡』にみえる《コロニー》支配——

(一)

“Actores” 考

——Plin., *Ep.* III, 19——

コルメルラの『農書』*De re rustica* L. Iunii Moderati Columellae以来、ローマ最後の農書たる4世紀のパラディウスのそれ、*Opus agriculturae* R. Tauri Aemiliani Palladiiに至る間の、アグロノーム諸誌の事実上の断絶⁽¹⁾の最中であって、プリーニウス（大）の『博物誌』*Naturalis Historiae*に次いで、とりわけ1世紀末・2世紀初のイタリアに関して、所有「地所」(praedia)の所在地のみならずその内的構成⁽²⁾から運営に至る迄、大土地所有制の実状を最も直接的に誌したかれの甥、プリーニウス（小）の『書簡』*Epistulae* C. Plinii Caecilii Secundiは、同時期の『アリメンタ表』碑文⁽³⁾と共に、アグロノーム諸誌欠落期のイタリア大土地所有制研究に不可欠の史料を提供し続けた⁽⁴⁾。

所で『書簡』には、かれの農場—— 奴隷労働による「直営」とコロニーによる「小作」（規模の大小は一先ず別にして）の両形態は執られたのだが—— の運営に関して、時として特定の機能を帯びた存在が現れる。とりわけ両書簡に知られる>operis exactores<、>custodes fructibus< (*Ep.* IX, 37)（以下<*Ep.*>は省略）；>procurator<、>actores< (III, 19)がそれである。

これらは如何なる機能存在であり、かつプリーニウスによるそれらの導入が、かれの農場運営に如何なる意味を持ったのか。後に言及されるであろう如く、機能それ自体に関してさえ従前の諸学説は時として解釈の相違を示し、なお十分な解決が与えられたとは言い難い。而もプリーニウスは、疑いもなく奴隷労働依拠の直営農場を維持しながら (IV, 6; VIII, 2; IX, 20)、運営に不可欠であった筈の>vilicus<、>vilica<の語が何処にも現れないことを初めとして⁽⁵⁾、労働の実状について殆ど何も語っていないだけに、これらの諸存在は、それだけでも既に、かれの農場で実現された労働の諸関係に関する構造的復元に貴重な手懸かりを提供する。本稿の主目的はそこにあるが、ここでは差当りその内の一つ、>actores<だけに限定する。

<農場内定在>としてのこの存在が知られるのは、プリーニウスの農地と境界線が交錯し、小作料の滞納となって現れた「無力」なコロニーによる「疲弊」に「昨今の一般的な不況」(communi temporis iniquitate)が加わって、地価の低落を起した隣接地所の買収を相談したCalvisius Rufus⁽⁶⁾宛て書簡 (III, 19)の中で、かれがそれに心を動かされた理由として、

両ウィラの同時管理による経費節約に加えて、農場の差配と管理もまた、同一の>procurator< (単数) と>actores< (複数) によってカバー出来る (sub eodem procuratore ac paene iisdem actoribus) ことを挙げた箇所である。管見の及ぶ所単数であれ複数であれ、とに角『書簡』に農場の>actores<が知られるのはここだけだが、プリーニウスがかれ自身の農場に置いていた既設のそれを、同様に既設の>procurator<と共に、買収予定の小作地に適用しようとして意図したことが、われわれにはとりわけ重要であり、その故に、もはや史料的にはこれ以上のものを与え得ない『書簡』を一旦離れ、他史料に拠ってその設置の意味を探ることが不可欠の作業となる。

帝政期現存アグロノーム諸誌の内、管見の及ぶ所、〈農場構成員〉としてその存在を伝えたのはコルメルラであった。奴隷に関する農場主の配慮 (適材適所の人員配置と労働割り当て) を述べた箇所でコルメルラは、>vilicus<に言及し、「ウィリクスには、如何なる者であろうとも (一様に) かれを引き止め、だが併しある種の事柄では (かれを) 助ける同棲女奴隷が宛がわれるべきである。かつ (その) 同じ>actor<には、ウィラ内奴隷 (単数) と友好関係を保たざるよう指示さるべきである」 (Colum. *De r. r.* I, 8, 6: ‘...eidemque actori praecipendum est, ne convictum cum domestico... habeat’), と述べ、さらに農場主が容易に訪れ得ない「遠隔地の〈フンディ〉及びとりわけ穀物地」に関して、奴隷ウィリクス達の下に置く直営よりは、〈自由身分コロニー〉に委ねた方が「よりトレラブル」 (*id.* I, 7, 6-7: ‘tolerabilius sit sub liberis colonis quam sub vilicis servis habere’) だとした箇所で、その理由として、この種の土地では奴隷による役畜 (牛) の勝手な貸し出し、いい加減な犁耕、打穀場での穀物の掠め取り等々が起こり、「>actor<と奴隷は誤り、耕地はしばしば悪評が立てられる (ita fit, ut actor et familia peccent et ager saepius infametur)」ことになるからだ、とした。

従ってこの両叙述から直ちに推測可能なのは、>vilicus<=>actor<の同義語関係であり、先行諸学説 (W. E. Heitland, N. Brockmeyer, W. Kaltenstadler, D. Flach) は、この関係を断定した⁽⁷⁾。而も、『アフリカ皇帝所領』碑文の〈奴隷〉分析⁽⁸⁾を踏まえた、N. ブロックマイヤーとW. カルテンシュタットラーの両説にあつては、ハドリアヌス帝期を境とする>vilicus<から>actor<への用語法の変化とその後の時代進行に伴う前者の「略々完全な消滅」が主張されさえした。さらに、これらの「同義語」説とは多少ニュアンスを異にして、>actor<に>vilicus<と同義語だがそれよりは広い外延をもつ用語を見たA. N. シャーウィン=ホワイト (Sherwin-White) 説⁽⁹⁾もまた同列に置いてよい。

因みに「大土地所有者の実例」として、『書簡』研究を展開した村川堅太郎氏は、当該箇所の>procurator<と>actores<の夫々に「執事」と「奴隷監督者」の訳語を当てただけで終わっている⁽¹⁰⁾。筆者もまた後述の如く、「同義語」としての無前提的な一般化 (D. Flach)⁽¹¹⁾には疑問をもつが、少なくともコルメルラの前掲箇所に関しては、この「同義語」解釈には一応の承認が与えられてよい、と考える。

事実また、コルメルラより約1世紀後のスカエウォラ (Q. Cervidius Scaevola) は、相続人二

人への「地所」の遺贈に際して、>vilicus<として機能した、だが併し同時に>actor<として現れる‘Stichus’なる名の奴隷の帰属を処理した（後述）。

だが併しもしそうだとすれば、農場主の「代理者」として、農作業差配のウィリクスとは用語を異にした>actor<とは一体何者であったのか。プリーニウスが買取り予定地のコロニーに対して一人の>procurator<と共に設置を意図したのは、かれ自身の「一つ」の地所に既設の、「複数」存在の>actores<であった。このことだけでも既に、>actor<=>vilicus<と見做す無前提的な同義語解釈に疑義を挟むことになるからである。

コルメルラは併し、>vilicus<,>vilica<に関する詳細な叙述(Colum. *De r. r.* I, 8, 1-20; XI, 1, 1-30; XII, 1, 1-6 et al.)の反面、>actor<に関して多くは語っていない。管見の及ぶ所では、名称だけが知られた前掲二箇所その他、さらに二箇所での言及が挙げられるだけだが、この両場合は併し、前二者と異なっている程度まで実態把握の可能性を残した。

その一つがウィリカの義務の一つ、紡績作業に関する箇所(*id.* XII, 3, 6)である。コルメルラはここで、「女奴隷」*mulier* (単数)は屋外の農作業に出て行けない(*mulier subdiorusticum opus obire non potuerit*)、雨天乃至寒気、氷結の際に「紡績作業に戻る」ために(*ut ad lanificium reductatur*)、(普段から)羊毛の取揃えと梳毛を済ませておかなばならない、と述べ、直ぐそれに続いて、「何とならば家父長の計理が負担軽減になるように、もし彼女自身、>actores<及びその他名誉の地位にある奴隷達の衣服が家内でしつらえられたならば(*si sibi atque actoribus et aliis in honore servulis vestis domi confecta fuerit*)、決して損にはならないであろう」、とする理由説明を付け加えた。

この一文から知られるのは、『書簡』と同様に、「一つ」のウィラに於ける>actores<の「複数」存在である。だとすれば、>actores<以外の「その他」の「高い地位の(若い)奴隷達」‘in honore servuli’とは誰を指したか。コルメルラは何も説明していないし、また従前の諸学説にしても、この表現には着目するだけで(e. g. ‘andre angesehenen Sklaven’⁽¹²⁾)、管見の及ぶ所、それ以上の踏み込みを図ったものは見当たらない、併し農場構成員に関するコルメルラの列挙とその仕方からして、かれがこの下に、*custos* (豚管理頭) (*id.* VII, 9, 12), *exactor* (葡萄苗植込監督) (III, 13, 10), *magister operarum* (農作業指揮奴隷) (I, 8, 17), *monitor decuriae* (10人隊指揮奴隷) (I, 9, 7)等々、夫々特定機能を与えられたウィリクス指揮下の奴隷存在⁽¹³⁾を含ませたことは恐らく間違いない。即ちコルメルラの認識によれば、このような奴隷の、>actores<には帰属しないものとしてのそこからの除外である。

いま一つが、馬の調教に関する箇所 (VI, 27, 1: ‘*educatio generis equini*’)である。コルメルラはここで、「勤勉な>actor<と多量の糧秣を調達することが最も至当(‘*maxime convenit providere actorem industrium et pabulli copiam*’)であり、この配慮は他の家畜の場合には程々でよい、と言う。この場合の>actor<(単数)とは、疑いもなく>opilio vilicus<(羊飼育頭) (VII, 3, 13)、あるいはウァルローの>magister pecoris<(家畜頭) (Varro, *De r. r.* II, 2, 20)と同列的であり、それ故(一つの地所)、而も直営農場に於ける>vilicus<と

併存的な（従ってその「指揮下の」、ではなくして）存在であった。

農場内奴隷のこのようなものとしての定在は、さらに、2世紀後半～3世紀初の学説諸法に明確化される。但しここでは、>actor<乃至>actores<に関わる係争、解釈の逐次的な事例洗い出し作業と検討それ自体は不必要であり、直営地・小作地に関わる両場合が引合いに出されるだけで充分である。

（ある者が）家子に手中物（複数）及び（農場の）全施設と共に2フンディを遺贈し（filio ... duos fundos cum mancipiis et instrumento omni legauit）、同じく妻には（家子に）遺贈されたより多くのものと奴隷*Stichus*と*Dama*を遺贈（idem uxori plura legata et seruos Stichum et Damam legauit）したが、家子に先遺贈された（両）フンディの内の一方に）ウィリクス〈がいないことに気付いたために、*Stichus*を派遣し、農事並びに（当該）フンドゥスの経理を指揮させた（sed cum in altero ex fundis filio praelegatis cognouisset uilicum non esse, Stichum misit et tam rei rusticae quam rationibus fundi praefecit）。そこで、*Stichus*は妻と子の何方に属するかが問題となり、*Stichus*は、（かれが）移された当該の地所（praedia）に>actor<として服属し、妻は信託遺贈に基づいて*Stichus*を要求し得ない、と回答された（Dig. XXXIV, 4, 31pr. *Scaevola lib. quarto decimo Digestorum*: ‘respondit... Stichus his praediis, in quae translates est, actorem cedere nec uxorem posse Stichum ex fideicommissi causa petere’）。

ウィリクスを配置した直営地所（fundus = praedia）とその施設（instrumentum fundi）の遺贈に関するスカエウォラのこの回答では、農場差配の>vilicus<として設置された奴隷*Stichus*が、（直営）フンドゥスの奴隷集団を率いた農事指揮奴隷としてのみ止まることなく、同時に経理をも委ねられたことに於て、>actor<ともまた称された。>vilicus< = >actor<の関係である⁽¹⁴⁾。従ってこの事実関係を以てすれば、>actor<は「直接的な農耕労働」のみを果たしたのに対して、「経理と地所管理本来」は>procurator<の責務であった、と見做したN. ブロックマイヤー説⁽¹⁵⁾は成立し得ない。

いま一例が、娘への地所の遺贈に関するパピニアヌス（Aem. Papinianus）の解釈（『意見録』VII）である。

先取遺贈（praeceptio）によって娘に「>actores<及びコロニーの未納物付きで」（cum reliquis actorum et colonorum）地所が贈与された際、地所の収益の内、同一理由で保留していた未納物もまた遺贈されたと見做される。然もなければ、たとえ（遺贈者が）「名指し」で>actores<は娘に属することを欲したとしても（tametsi nominatim actores ad filiam pertinere uoluit）、（既に）コロニーから徴収され同所の元帳に記載された金銭は、「コロニー、>actores<何れの未納物にも含まれない」（reliquis non contineri neque colonorum neque actorum）、とされた（Dig. XXXII, 91pr. *Papinianus lib. septem responsorum*）。

この法解釈の前提をなしたのは、(1) 当該の遺贈地所が〈コロニー〉（複数表現の内容から推して疑いもなく「零細小作人」）に貸与された小作地より成り、それに遺贈対象をなした奴隷身分の>actores<が配置され、(2) 〈一つ〉の地所に於けるかれらは、〈複数〉存

在であったことで、(3)だが併しその存在は、〈同一機能〉の奴隷、即ち、コロニーからの小作料徴収と農場主への引渡しの実務を担当した奴隷としていたことである。

これより先、プリーニウスがかれの既設農場に隣接した地所の買取と疲弊した小作地の建直しに際して、>procurator<と共に、(疑いもなくその下に置かれた実務担当スタッフとして)かれ自身の農場との兼担が可能な奴隷として派遣を意図した複数の>actores<が、正にこれと同一の形態であった。

何れにせよ、プリーニウスが慢性的な不振と頻繁な小作料滞納に陥っていた小作地の経営改善を図る方策として、長期契約の〈分益小作制〉を実施するに際して、それを効果的に進める手段としてコロニーに対して派遣の必要を考えた、いずれも複数の「農作業監督」*operis exactores*と「収穫物監督」*custodes fructibus* (検討は別稿参照)と全く同様に、>actores<もまた、始源的かつ本来的に奴隷営舎(villae rusticae)維持の効果的手段として〈奴隷支配〉が創出した構造的装置の、小作制への直接的な転用に他ならなかった。

(1)ラテン『農書』としては初めて小作制を、大土地所有の一構成要素として正面に据えて、その有効性を論じたコルメルラ(Colum. *De r. r.* I, 7, 1-7)では、>actor<、>actores<は専ら奴隷制直営地だけの問題であった。

(2)これに対して、法的処理の前掲2場合に於ける当該の存在は、その後全2世紀を通じて小作制の構成要素として、つまり地所と一緒に遺贈される「農場施設」としてのこのような奴隷存在が、地代徴収装置＝農場主利害の〈代理者〉として自由身分小作人の「上に」置かれ、かつその存在が固定化されるに至った。

この両事情からして、プリーニウスが執ったこの手段は、従って、一方では小作制の比重増大、他方では併し、それにも拘らず慢性化したイタリア＝ウィラ経済一般の不振傾向⁽¹⁶⁾の中で打ち出された、〈コロニー支配〉の直截的な一表現に他ならなかった、と言えるであろう。だが併し、>actores<に関してはなお問題が残った。

その一つは、農場主のかれらに対する「処遇」である。農場奴隷制の態様を最も突出的に表現するにしても、管見の及ぶ所、コルメルラもプリーニウスも>actor<のこの関係については何も言及していない。併しここでは、これ以上の踏み込みは不必要であり、スカエウオラの一事例を挙げるだけに止める。即ち、>actor<が遺贈された際に、「妻と娘」もまた含まれるか否かが問題とされた箇所(Dig. XXXIII, 7, 20, 4. *Scaevola*: 'idem quaesit in actore legato, an uxor et filia legato cedant')がそれである。>actor<もまた、女奴隷(vilica)を与えられた>vilicus<と同様の処遇——但し>actor<にあっては、「妻」としての女奴隷の営舎内機能のみならず、どの程度一般化された存在であったかも不明だが——を得ていた現実が踏まえられたことだけは確かである。

さらにこれと関連して興味深いのは、>actores<が必ずしも農場内の存在であったとは限らなかったことである。それへの立入りは到底不可能であり、ここでは事実関係だけを指摘しておこう。即ち、遺贈された>actor<が「地所ではなくして都市内」に留まっていた場合(id. 'cum actor non in praediis, sed in ciuitate moratus sit')、かれの妻と娘もまた遺

贈に含まれるか否かに対して、「含まれない」とする同スカエウォラの意見がそれである。この場合の>actor<は、明らかに「施設」 *instrumentum*として遺贈された奴隷(in actore legato)であり、スカエウォラの意見では、その妻と娘はそれを構成しないと見做された。従ってこの場合の>actor<に、奴隷ではなくして「解放奴隷」を理解し、さらにそこから事例の「頻繁化」を推測したW. E. ヘイトランド説⁽¹⁷⁾は、事実関係の誤解に加えて拡大解釈の誇りは免れ得ない。

いま一つが、「ハドリアーヌス期」を境とした>vilicus<から>actor<への用語法変化とその後の時代に於ける後者の一般化を見た前掲学説である。確かにこのこと自体は、イタリア＝ウィラ経済に於ける小作制比重の増大傾向、さらにまたローマ周辺地所に関して先に筆者の史料渉猟が明らかにした顕著な事実＝「自由人労働比重の増大」と「自由・不自由両労働の等質化」⁽¹⁸⁾を見通した場合、一つの指標にはなり得る。併し、>actores<に言及した前掲のN. ブロックマイヤーもW. カルテンシュタットラーも踏まえることのなかった碑文・法関係諸史料の事例抽出作業と検討は、到底本稿の任ではない。

以上によって本小論は一先ず終わるが、そこから引出し可能なのは次の二点であろう。第一は、>vilicus<と同様、>actores<が奴隷支配に〈固有〉の諸装置の一つであり、プリーニウスが小作地に派遣を意図したかれの「直営」部分に既設の>actores<（その他の）諸存在それ自体だけを以てしても、プリーニウスの『書簡』では小作問題に多くの話題が割かれ、その実態が直接的には殆ど語れなかったかれの農場奴隷制——恐らく大々的に維持されたことは確かだが——は、少なくとも構造それ自体としては、コルメルラが詳細に語ったその直接的な延長線上にあったことである。この事実は、それだけでも既に、トラヤーヌス期のイタリア＝ウィラに於ける経済的に構造的な変化（「奴隷制直営」→「自由人小作制」の転換）⁽¹⁹⁾の「典型的」な指標を『書簡』に割り当て得ないことを示唆する。

第二は、プリーニウスが奴隷営舎の支配装置の一つをそのまま小作地に転用しようとした事実である。この限りによって言えば、当時、一般的な時代傾向として不振に陥っていた小作地(III, 19: 'verum et hac penuria colonorum et *communi temporis iniquitate* ut reditus agrorum ac etiam pretium retro abiit') (イタリックは筆者)の経営再建策としてプリーニウスが打ち出したこの措置は、それ故、自由人コロニーに対する紛れもなき事実上の〈支配〉の一現実を意味した。但しこの措置が、2世紀のイタリア大土地所有制に何処まで一般化したかには問題が残るにしても、少なくともこの事実そのものは『書簡』から引出され得た。

註

- (1) White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 29-30.
- (2) 拙稿「1世紀後半—3世紀初のイタリア於ける大土地所有の形態と構造(1)」『歴史学・地理学年報』VIII(1984), 62-74.
- (3) CIL. IX, 1455; XI, 1147. 土地所有の規模と構成については、坂口明「帝政初期における土地所有——アリメンタ碑文の分析を中心に——」『史学雑誌』89-2(1980), 1-39頁、所有の構造分析は前掲拙稿「(3)」同誌XIII(1989), 89-120頁参照。
- (4) E. g., Martin, R., 'Pline le Jeune et les problèmes économiques de son temps', *REA*. 69(1967), 62-97; Backhaus, W., 'Plinius der Jüngere und die Perspektiven des Italienischen Arbeitskräftepotentials', *Klio* 69(1987), 138-151; Kehoe, D., 'Allocation of Risk and Investment on the Estates of Pliny the Younger', *Chiron* 18(1988), 15-42; Id., 'Investment in Estates by Upper-Class Landowners in Early Imperial Italy: the Case of Pliny the Younger', in: Sancisi-Weerdenburg, Van der Spek, R. J. et al. (eds.), *De agricultura. In Memoriam P. W. de Neeve* (Amsterdam 1993), 214-237.
- (5) Martin, R., 'Pline le Jeune' cit. 81.
- (6) Cf., Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny: a Historical and Social Commentary* (Oxford 1966; Reissued with corrections 1985), 742.
- (7) Heitland, W. E., *Agricola* (Cambridge 1921; repr. Westport 1970), 263-4; Brockmeyer, N., *Arbeitsorganisation und ökonomische Denken in der Gutswirtschaft der römischen Reiches* (Bochum 1968), 209; Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern* (Stuttgart 1978), 25; 76-77; Flach, D., *Römische Agrargeschichte* (München 1990), 171; 174. この他管見の及ぶ所では、次の両者もまた同一の解釈に与した。RE. I/1, 329, *Actor*(Habel); Ahrens, K., *Columella* (Berlin 1976), 455.
- (8) Gsell, St., 'Esclaves ruraux dans Afrique romaine', *Mélanges Glotz* (Paris 1932), 409-410.
- (9) Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 254: "But the term *actor* is used for any type of agricultural manager, including even *vilicus*". 因みにこの解釈は、当該書簡の>actores<を別書簡(IX, 37)に現れる>exactores<と同一視し、「プリーニウスは分益小作制を導入した時(A. D. 107)まで、大規模地所に管理スタッフを置いていなかった」、とするSirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Traiano*, Louvain 1968, 114f. に対する学説批判の根拠をなすものであった。
- (10) 村川堅太郎「羅馬大土地所有制」(『社会構成史体系』II、日本評論社、1949) 89頁 = 『古代史論集 III』(岩波書店、1989) 262頁。
- (11) Flach, D., *a. a. O.* 171.
- (12) Gummerus, H., *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach*

den Werken des Cato, Varro und Columella (Leipzig 1906;ND.Aalen 1963), 90.

- (13) Vgl. Kaltenstadler, W., *a. a. O.* 55.
- (14) Cf., Dig. XL, 7, 40 pr. (Scaevola); Heitland, W. E., *op. cit.* 368.
- (15) Brockmeyer, N., *a. a. O.* 209.
- (16) 『書簡』に見えるプリーニウスのウィラ関係叙述は、殆ど大部分が小作制に関する話題で占められた。而もその多くは、「不作」による小作料軽減の必要性、慢性化した小作料の「滞納」、積年に及ぶ「滞納蓄積」と「減免措置」、あるいはプリーニウスを忙殺させたコロニーの「不平」と契約更新の煩わしさ等々、小作地経営もまた免れ得なかった「不振」に当てられた。管見の及ぶ所、次の『書簡』がそうであった。III, 19; V, 14; VII, 30; IX, 36; IX, 37; X, 8. 勿論〈地所〉関係の『書簡』は、その多くが利得源としての話題で占められたが、その場合でさえ、かれのウィラが魅力的な近郊生活の楽しみ (*suburbanum amoenissimum*) (I, 3)、気晴らしの場 (*qui avocet magis quam distringat*) (I, 24) であり、読書 (VII, 4)、夏期の余暇利用 (*in Tuscis otium aetatis*) (IX, 40) 等々、「貴顕身分」の姿勢がその背後にあったこともまた看過さるべきではない。
- (17) Heitland, W., *op. cit.* 300: "this suggests a freedman, not a slave, and such cases may have been fairly numerous".
- (18) Baba, N., 'Slaves and Freedmen on *praedia* in the District of Rome from the Latter Half of the First Century A. D. to the Early Period of the Third :an Analysis of Slave Stamps on OPVS DOLIARE', in: Yuge, T. and Doi, M. (eds.), *Forms of Control and Subordination in Antiquity* (Leiden 1988), 428-432. 同「2, 3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の形態と構造——《OPVS DOLIARE》奴隷銘の分析——」『歴史学・地理学年報』XV(1991), 29-73頁。
- (19) Rostovtzeff, M., *Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 185; 193.

(二)

“Exactores”, “Custodes”考

—Plin. *Ep.* IX, 37—

1世紀末・2世紀初のトラヤーヌス期に、小プリーニウス (C. Plinius Caecilius Secundus) が遺した『書簡』には、広大な葡萄園を取り込んだ『エトルーリア地所』(第10巻8書簡=以下<X, 8>の形式で略記) など、少なくともイタリア内6箇所にあつたかれ自身の地所を初めとして、イタリア=ウィラの経営実状、労働事情が克明に誌された。かれ自身のウィラだけでなく、例えばローマ近郊農地に見られた最近の地価高騰(VI, 19) の如きものまで加えると、管見の及ぶ所、現存する全書簡(363通)の内、ウィラ関係は28通を計えた⁽¹⁾。これらの書簡が、コルメルラの『農書』(*De re rustica* L. Iunii Moderati Columellae)全12巻を最後として、以後事実上消滅する農業家達のラテン諸著作(所謂『アグロノーム諸誌』)の断絶⁽²⁾の最中であつて、同時代の南北両イタリアに残る『アリメンタ表』碑文⁽³⁾と共に、貴重な情報源としてトラヤーヌス・ハドリアーヌス両皇帝期のローマ大土地所有制研究に不可欠の史料であることは言うを待たない⁽⁴⁾。

『書簡』に伝えられたプリーニウスのウィラは、コモ湖畔のバーイアエ風(*more Baiano*) 2ウィラとフンドゥス欠如のラウレントゥム=ウィラ '*Laurentinum praedium*' の両者(IX, 7; IV, 6)⁽⁵⁾を別にして、主に直営(奴隷労働)と小作制の両者から成り、約半世紀前に例外的にのみ奨励された小作制(Colum. *De r. r.* I, 7, 6)が今や大土地所有制の重要な構成要素として全面に押し出されていた(但しそれがトラヤーヌス・ハドリアーヌス期に於けるイタリア=ウィラ経済のドラスティッシュな構造変化を証言するものであつたか否かの論議は改めて検討されねばならない別問題である)⁽⁶⁾。併し奴隷労働の直営農場が陥っていたのと全く同様に、その小作地もまた不振の最中であつた。連年の不作による小作料軽減(X, 8)、慢性的な不振とそのさらなる悪化=滞納小作料の累積(IX, 37)等々プリーニウス自身のウィラのみならず、小作人の疲弊と放棄の故に40%の地価低落を起こし、プリーニウスが買取りを考えた隣接ウィラの現状(III, 19)もまた同様であり、プリーニウスはこのような昨今の不振現状を「一般的な不況」(III, 19: '*communis temporis iniquitate*)として認識する。

もはや未納金の完済に「絶望」(*desperant posse persolvi*)するほど迄に「滞納が増大」(*reliqua creverunt*)し、このために小作人達は返済に関心を失つたばかりか、(小作料に当てられるべき)農産物を盗んで消費さえしている(*rapiunt consumuntque, quod natum est*)、という現状——この事実だけを以てしても、小作制が必ずしも奴隷制直営の不振を克服するものではなかつたことが明らかであろう——を目前にして、プリーニウスは「新方策」(*nova consilia*)によってその克服(*medendi ratio*)を意図した⁽⁷⁾。その適応をプリーニウスが意図したのは何処かの特定地所であつたか、はたまた全小作地にであつたか、『書簡』には何

も述べられていないために定かではないが⁽⁸⁾、とに角その「新方策」の一つは、小作地に於ける '*operis exactores*'、'*custodes fructibus*'両存在の設置であった(IX, 37)。コロニーの農作業を見回る前者といい、収穫物の掠め取りと売却を監視する後者といい、疑いもなく「自由身分」のコロニーを監視するこの両存在が、小作経営の安定化＝小作料徴収の確保を目的に送り込まれたのは言うまでもない。而も、同『書簡』には、「私のもの(＝奴隷)達の中から」然るべきもの達 (*exactores, custodes*共に複数形)を選んで設置しようと思う ('*ac deinde ex meis aliquos ... ponam*') (イタリックは筆者、以下同様)、とあり、従って、農場奴隷(*familiae rusticae*)、都市奴隷(*familiae urbanae*)の何方が充てられたかは不明だが、この両存在が間違いなしにプリーニウス自身が既に所有していた奴隷群の中から選び出された、他ならぬ「不自由身分」であった。もしそうだとすれば、自己の計算に基づく生産行為の自由身分小作人の上に不自由身分の監視機関を置くこの方策は、1・2世紀の交に於けるローマ大土地所有制に構造的に如何なる意味を持ったのか。プリーニウスのみ、而も一過性的な特殊の現象であったのか。先行諸学説で殆ど触れられなかったここに、本稿の視座が設定される⁽⁹⁾。

併しこの両存在は、管見の及ぶ所、『書簡』では当該箇所而言及されたのみであり、従って問題の展開には、一旦プリーニウスを離れた作業が必要であろう。なおこの際、地価低落を起こした隣接地所の購入を相談した前掲の別書簡(III, 19)で、プリーニウスが購入予定地への派遣を考えた類似的機能の '*actores*'との連関的处理もまた必要だが、これについては既に別稿⁽¹⁰⁾で触れたために、ここでは立ち入らない。

さてこの両者が動詞>*exigere*<(徴収する、果たす)乃至その名詞>*exactio*<、及び同様に動詞>*custodire*<(管理する、監視する)乃至その名詞>*custodia*<に由来する存在であったことは疑いなく⁽¹¹⁾、'*exactor*' (pl. *exactores*)、'*custos*' (pl. *custodes*)それ自体は、帝国全土を通じて極めて一般的であった。即ち、最も頻繁にはローマ皇帝の解放奴隷(*liberti Augusti vel Caesaris*)・皇帝奴隷(*servi Caesaris vel Augusti*)によって担われた帝国行財政機能の、史料的(特に帝政期の墓碑銘)に枚挙の暇なき存在であり、諸都市に於てもまた、屢々公的奴隷(*servi publici*)によって果たされた同一機能の存在であった⁽¹²⁾。私的市民オイコスに於てもまた、その存在は例外ではなかった⁽¹³⁾。つまりこの両者は、公的であれ私的であれ、都市奴隷(*familiae urbanae*)のオイコス(とりわけ大規模な)に於ては、その効果的な支配を目的に設置された一般的存在であった。プリーニウスが新たな小作料徴収方法(短期金納契約→現物の長期分益小作契約)⁽¹⁴⁾の実を挙げるべく、不振に陥っていた小作地に派遣しようと考えたこの両者、即ち、コロニーを見回ってかれらに農作業を果たさせる>*operis exactores*<、収穫物に目を光らせる>*custodes fructibus*<が、存在それ自体としてはこれらと同一平面上にあったのは言うまでもない。だが併し、成程存在それ自体は普遍的であったとしても、プリーニウスに伝えられたウィラ内定在は当該書簡だけでなく、この両者が果たして大土地所有制の普遍的な存在であったか否か、奴隷制・小作制の人的構成に如何なる意味をもったか、他書簡を含めてプリーニウス自身一言も述べていない。

因みに邦語文献としていち早く『書簡』のこの存在に着目したのは、村川堅太郎氏であり、前出の *actores* (VIII, 19) に「奴隷監督者」の訳語を充てたのに次いで、当該の両存在については、「小作人の勤労を監督する者や生産物の監督者」が理解されたが⁽¹⁵⁾、*actores* と同様にその実態にまでは及ばなかった。管見の及ぶ所では、近年のローマ大土地所有制研究でもまた、『書簡』の *exactores* に他とは異なって「小作料徴収係」(Abgabeneintreiber) を理解したフラッハ(D. Flach)、及び *exactor* = *custos* の同義語説と唱えたシャーウィン＝ホワイト(A. N. Sherwin-White)の両者⁽¹⁶⁾を一先ず別として、両機能に関する解釈は略々一様であり⁽¹⁷⁾、而もそれ自体を取り立てて論議の対象にすることもなかった。

従って作業(1・2世紀に於けるローマ大土地所有制の構造的変化)のさらなる進展を図るためには、一旦『書簡』を離れて、共和政中期以降の大土地所有制関係諸史料の事例検証が必要となろう。

管見の及ぶ所、*exactores* そのものはこれより先、コルメルラの『農書』(Colum. *De r. r.* III, 13, 10-13)に、何れも単数形の農場内定在——‘*exactor*’, ‘*exactor operis*’ として知られた。即ち、葡萄苗を植込むための溝掘り作業(深さは地形に応じて2・5～6フィート *pedes*、列間隔は10フィート)⁽¹⁸⁾に際して、トレンチ壁面の掘り上げとトレンチ内の土上げ作業(柄に足踏み装置を付けた溝、穴掘り作業用の‘*bipalium*’ と称されたシャベル⁽¹⁹⁾を使用した)を「命令」する「経験と注意深さ」に富む *exactor* が要求され(id. III, 13, 10: ‘*opus est autem perito ac vigilante exactore, qui ripam ergi iubebat, sulcumque vacuari*’)、さらにこれに続いてコルメルラは、溝掘り作業を正確かつ効果的に進めるために、長方形木片二枚でギリシャ文字の(X)形に作った装置(id. 12: ‘*in speciem Graecae litterae X*’)の利用を勧め、これを使用すれば、トレンチの形状に関して「農場主」と「請負者」の間の「争い」は、双方不都合なしに決着がつき(id. 12: ‘*sic compositum organum cum in sulcum demissum est, litem domini et conductoris sine iniuria diducti*’)、*exactor operis* が欺かれる余地はなくなる(id. 13: ‘*nec patitur exactorem operis decipi*’)、と述べる。

従ってコルメルラは直接的には一言も述べていないが、奴隷制直営果樹栽培を主とした『農書』それ自体から推して、当該箇所(III, 13, 10-13)の葡萄畑が直営農場であったことは確かだが、「春乃至秋」が適切と見做された(id. III, 14, 1)その葡萄畑の苗植込みに際して、そのための準備作業としての溝掘りはウイラを構成する農場奴隷によってではなくして、疑いもなく非常設の「請負者」(但しその下での労働諸力のみならず、この方式が1世紀のイタリア大土地所有制で何処まで一般化されたかは差当り別問題として、少なくともその定在が不自由身分でなかったことだけは最低限間違いない)に委ねられ、作業は明らかに農場主の意に沿った監督者の「命令」(*iubebat*)下に実施された。

だとすれば、プリーニウス『書簡』の他『農書』関係では、管見の及ぶ所、コルメルラの2箇所(id. III, 13, 10; III, 13, 13)に現れたこの定在、*exactor operis*・*exactor* はプリーニウスの地所だけの問題ではなかったことになるのだが、その *operis exactores* とは一体誰であったか。プリーニウスは、不振に陥っていた小作経営の建直し策の一つとして、分

益現物小作料への切り替えと同時に、既述の如く「私の〈奴隷達〉の中から若干名」を選んで、「*operis exactores*」・*custodes fructibus*を〈*coloni*の上に〉置くであろう」(*Ep. IX, 37: 'ex meis aliquos operis exactores custodes fructibus ponam'*)としており、次の>*custodes*<と同様に、紛れもなくプリーニウスによって直接送り込まれた複数の「奴隷」(新たに購入するのではなくして、既にかれの所有下にあった奴隷群から選んで)をその任に充てようとした⁽²⁰⁾。これに対してコルメルラは何も明言していない。>*exactor*<に要求された資質として「経験」に富み、かつ「注意深い」ことが挙げられており、この場合もまた恐らく「奴隷」であった公算は大であるが、次に挙げる>*custos*<のケース(カトー)もありプリーニウスの執った措置＝「不自由身分」の適応は必ずしも一般化出来ない。

以上プリーニウスから出発して、コルメルラを加えた両史料の検討を介して明らかになったのは、1世紀後半～2世紀初のイタリア大土地所有制が、小作地の常設的存在たるコロニーと疑いもなく農場主直営の農場に導入された一時的作業の請負者、という相違はあるが、何れにしても広義の「小作制」にその労働進行を監督する不自由身分(乃至恐らくそうであった)>*exactores operis*<なる「作業監督」を置いたことである。

今一つの存在は、>*exactores operis*<と並んで(疑いもなく同一の地所に)投入された収穫物監視の>*custodes fructibus*<である。

>*custodes*<そのものは、管見の及ぶ所、前者と異なって『農書』としてはカトーを初出史料とする。即ち、>*capulator*<(搾油装置からの油汲み出し係)と並んで、ウィラ＝ルステイカ内の「貯蔵庫と圧搾場を入念に監視」する>*custos*<(Cato, *De agr. cult.* 66-67: *'servet diligenter cellam et torcularium'*)を挙げ、両者の諸義務を語った箇所がそれである。「如何なる油も(奴隷に)掠め盗られないように」(id.: *'nequid olei subripiatur'*)>*custos*<は監視せよ云々、とある所からして、>*custos*<はウィラのオリーブ油生産・貯蔵施設——搾油作業は奴隷(*factores*)⁽²¹⁾——に「監督」を目的として設けられた装置であった。

さらにまたカトーでは、オリーブの収穫に樹上請負が採られた場合があったが、ここでもまた>*custos*<(搾油施設と同様に単数)が現れる。即ち、第一に請負者(*redemptor*)⁽²²⁾による収穫と搾油の請負、次いでかれによる必要人数の落果収集人(*leguli*)と樹上摘果人(*stricitores*)の取揃えと収穫作業⁽²³⁾、最後に搾油施設による製油作業、の摘果から製油に至る一連の必要手順に於て、オリーブ収穫の「請負者」は「農場主または>*custos*<の命令なしにオリーブを摘取るべきでないし、搾油すべきでもない」(*'oleam ne stringito neve verberato iniussu domini aut custodis'*)、「オリーブ拾果者は全員、かれら自身盗みを働かざりしことを農場主または>*custos*<に宣誓せよ」(*'qui oleam legerint, omnes iuranto ad dominum aut custodem sese non subripuisse'*)、とした箇所(id. 144, 1-2)である。搾油作業にもまた同様に、「その業務を命じるであろう」>*custos*<(単数)が介在し、農場主と並んで請負者に対して裁量権を有した(*'arbitratu domini aut custodis, qui id negotium curabit'*) (id. 145, 1)⁽²⁴⁾(イタリックは筆者)。

従って共和政中期のカトーでは、オリーブの収穫と搾油に適応された「請負制」——後

にウァルローもまた同様に、葡萄収穫・乾草作りの如き「より大きな業務」には「自由人の請負」を語るのだが(Varro, *De r. r.* I, 17, 2: 'cum conducticiis liberorum operis res maiores, ut vindemias ac faeniscia, administrant')——の実施に際して、農場主—請負者の間に介在し、(カトーはそこ迄は述べていないが、先ず間違いなしに農場主意思を代行する形で) 収穫・搾油の作業を監視した。それ故カトーでは、>custos<は収穫時の臨時的存在であって、オリーブ園に固有かつ常設の運営装置ではなかった。後にプリーニウスが小作地に複数の派遣を考えた>custodes<もまた、収穫物に対する監視目的であり、>exactores operis<とは異なって常設的な機能存在ではなかった。だが併し、プリーニウスが奴隷を充てようとしたこの機能は、必ずしも全てが奴隷によって担われたとは限らなかった。搾油場と搾油労働に必要な施設としてカトーが挙げた細目(*De agr. cult.* 12-13)には、「2名の自由人>custodes<」が寝るための被装ベッド一つ(lectum stratum ubi duo custodes liberi cubent)が挙げられており、240ユーゲラのオリーブ園は、従って常設労働力として奴隷13名(id. 10, 1)に加えて、収穫時には請負作業の「監視者」として2名の自由人が加えられたからである⁽²⁵⁾。

>custos<そのものはさらに、コルメルラにも知られる。「(ウィラ内に設けられた養豚場は)上方から>custos<が豚の数を調べるために('ut a superiore parte custos numerum porcorum recenseat')、屋根で覆われるべきでない」(Colum. *De r. r.* VII, 9, 10)、「頭数が多い時には、>custos<の記憶が混乱しないよう('ne confundatus memoria custodis')、目印を違える必要がある」(id. 12)、とした箇所である。この>custos<は、従って農場差配(vilicus, vilica)・農耕奴隷(operarii)等々と並んで、「農場施設」に組み込まれ、ウィリクスの支配下に置かれた葡萄園・オリーブ園夫々各1名の豚飼育奴隷*subulucus*(Cato, *De agr. cult.* 10, 1; 11, 1)とは明らかに異なって、ルスティカ敷地内に設けられた養豚場⁽²⁶⁾の監督⁽²⁷⁾であった。コルメルラは明言を避けているが、それに続く一文、「(>custos<は併し)注意深く、倦むことなく勤勉かつ熱心であるべきだ」('sit autem vigilax, impiger, industrius, navus')からして、先ず間違いなしに不自由身分が意味された。

以上、『書簡』を一旦離れて、ローマ大土地所有制及びそこで展開された奴隷制の最盛期、共和政中期～帝政初期の農業関係史料に関する検討から明らかになったのは、次の事実関係である。即ち、>exactor<乃至『書簡』と同様に特定業務を割り当てられた>exactor operis<は、管見の及ぶ限りではプリーニウスの約半世紀前、コルメルラを初出史料とした。そこでは農場主直営のオリーブ園で、季節的な特定作業＝苗植込み用の溝作りに際して当該農場の常設労働組織ではなくして請負制を導入し、それに農場主意思の代行者として「作業監督」が送り込まれた。プリーニウスにあっては、かれ自身の奴隷がその任に充てられ、コルメルラでもまた特定は出来ないものの奴隷であった公算は大であった。従ってプリーニウス『書簡』とコルメルラ『農書』とでは、常設と臨時的の違いこそあれ、紛れもなく「小作制」に対する農場主側の支配装置であったことに於ては一樣であった(但し時期的に帝政期に入って初めてであったか、あるいは共和政期の土地所有にまで遡り得るのか、アグロノーム諸

誌では確認出来ない)。

これと多少様相を異にしたのが>custodes<であった。帝政期に入って初めてではなくして、その存在は2事例が既に共和政中期のカトーに確認され、而もその1例では、必ずしも奴隷のみによって担われたとは限らなかったからである。だが併しこの場合もまた、直営オリヴ園の収穫・搾油作業に投入された請負人の作業に対する一時的な「監視役」であり、適応事例に示された機能そのものは、従って、小作人達の収穫物に対する監視目的でプリーニウスが送り込んだ>custodes fructibus<も同様であった。併し>custos<そのものは、始源的のみならず本来的にもまた、請負制・小作制にのみ固有の装置では決してなかった。そうではなくして>custos<は、奴隷営舎を構成するウィラ内の恒常的な生産施設の一つ、養豚場の管理を委ねられた定在(恐らく奴隷)として現れた。それ故存在そのものは、始源的には皇帝奴隷を以て充てられた>custos tabulari<⁽²⁸⁾、>custos horreorum<⁽²⁹⁾等々と同次元上の存在であり、さらにはまた、ウィラ経済それ自体に関して言えば、農事を指揮する「頭」*princeps agri culturae*としての〈ウィリクス〉(Varro, *De r. r.* I, 2, 14)の下に組織された、奴隷10名を以て構成する労働小集団の指揮頭>monitor decuriae<(Colum. *De r. r.* I, 9, 7)、個別作業指揮の頭>magister singulorum officiorum<(id., I, 8, 11; XI, 1, 27)、作業指揮奴隷>magister operum<(id., I, 8, 17; I, 9, 2)、エルガストゥルムの監視奴隷>ergastularii<(id., I, 8, 17)、さらに表現は異なるが明らかにこれらと同機能の>epistates<(Cato, *De agr. cult.* 56)、>praefecti<(Varro, *De r. r.* I, 17, 5)等々ともまた同列の機能存在であった⁽³⁰⁾。

1・2世紀交のイタリアに於ける貴族的大土地所有制の実状を最も直接的に伝えた小プリーニウスの『書簡』(*Ep.* IX, 37)に知られ、先行諸学説が殆ど舞台に乗せることのなかった二つの特定機能存在に関する別史料、アグロノーム諸誌の瞥見から引き出され得るのは、次の帰結であろう。即ち、天候不順と打ち続く不作(IV, 6; VIII, 2; X, 8)に加えて、長期間にわたる滞納小作料の累積に陥っていたコロニー(III, 19; IX, 37)に対して、プリーニウスが、かれら他ならぬ《自由人》の「農作業」そのものを監督し、かつ「収穫」を監視する目的でかれ自身の《奴隷》(複数)を充てようとした措置——プリーニウス自身は何も述べていないが、言うまでもなく農作業そのものを監視する>exactores operis<は、常設的存在として機能し、収穫の監視奴隷>custodes fructibus<の行動は時間的に制約されはしたものの、機能組織そのものは疑いもなく常設的であった——それ自体は、決して新しいものではなかったことである。ローマ大土地所有制それ自身としては、共和政中期以来ウィラ運営に執られ続けた措置、つまり奴隷制大土地所有がカトーの『農書』を以て初出とする最初から構造的に必要とし、次いで土地所有規模と奴隷制の数量的拡大と共にさらなる拡大化と組織化を示した支配の諸装置の一つに他ならなかった。否そればかりかこの両存在は、帝国及び諸都市の行・財政のみならず、ローマ貴頭身分の私的オイコスに於てもまた頻繁であった。従ってその限りに拠って言えば、プリーニウスが執ろうとした手段は、決してかれ自身の特殊な措置ではなくして、始源的には奴隷の労働組織それ自体に対する支配、及びそれによって構成

された、すぐれて貴族的な大家計運営の「固有」の形態に連なるものであった、と言えるであろう。

この両機能奴隷の適応を意図した小作地が、葡萄畑であったか穀物畑であったか、プリーニウスは何も語っていない。金納短期小作契約から現物地代による長期分益契約への切替え（IX, 37: 'non nummo, sed partibus'）と並んで、かれが改善を決意した理由として挙げたのが、「かれらは収穫物を盗み、消費している」（前出）、というコロニーの現状であった。この一文から推して、分割地小作の穀物地であった公算は大きいが特定は出来ないし、また差当りその必要もない。そうではなくして、この『書簡』がわれわれに決定的に重要なのは、1・2世紀の交、大土地所有制に占める小作制比重の増大にも拘らず、その小作制もまた深刻な不振に陥り、その克服のために新たな生産形態ではなくして、構造的に普遍的な「旧き支配装置」を以てする、コロニーに対する「新たな支配」が打ち出されたことである。

註

- (1) Plin. *Ep.* I, 3; I, 20; I, 24; II, 4; II, 15; II, 17; III, 19; IV, 1; IV, 6; V, 6; V, 14; VI, 3; VI, 19; VII, 11; VII, 14; VII, 18; VII, 25; VII, 30; VIII, 2; IX, 7; IX, 15; IX, 16; IX, 20; IX, 28; IX, 36; IX, 37; IX, 40; X, 8. 筆者のこの検索結果は、概ねマルタンのリストと重なるが、かれが挙げたのは「全24書簡」であり、この中には、‘I, 44 paragraph 3’ と ‘X, 9’ が挙げられているが、筆者の見る所この両書簡には、関係叙述は見当らない（その後カルゲによる独語訳では、‘I, 44 paragraph 3’ の方は削除された）。Martin, R., ‘Pline le Jeune et les problèmes économiques de son temps’, *Rev. des Etudes Anciennes* LXIX (Bordeaux 1967), 64=dt. Übers. von Karge, E., ‘Plinius der Jüngere und die wirtschaftlichen Probleme seiner Zeit’, in: Schneider, H. (hrsg.), *Wege der Forschung* Bd. 552 (Darmstadt 1981), 198. なおこれら書簡の処理に際しては、執筆時期と宛先もまた重要だが、ここではそれが必要と思われるもの以外は立ち入らない。執筆時期に関しては、次の『書簡』研究を参看されたい。Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny: a Historical and Social Commentary* (Oxford 1966; Reissued 1985), 44 et pass.
- (2) ローマ大土地所有制史上、このこと自体は極めて重要であり、現象そのものについては既に先行諸拙稿で屢々言及したが、その歴史的意味に関する筆者の解釈はいずれ改めて別稿で明らかにされる筈である。
- (3) *Tabula alimentaria Veleias* (CIL. XI, 1147=ILS. 6675); *Tabula alimentaria Ligurum Baebianorum* (CIL. IX, 1455=ILS. 6509).
- (4) Cf. e. g., White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 14-43.
- (5) 拙稿「1世紀後半～3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(1)」『歴史学・地理学年報』VIII (九州大・紀要 1984年) 65-66頁参照。プリーニウスが「バーイアエ風」と呼んだ、ナポリ湾のバーイアエ(Baiae)周辺に於けるリゾート=ウィラについては、次の諸文献参照。D’Arms, J. H., *Romans on the Bay of Naples. A Social and Cultural Study of the Villas and their Owners from 150 B. C. to A. D. 400* (Cambridge, Mass. 1970), 20, 22, 26-8, 34 et pass.; Ditto, *Commerce and Social Standing in Ancient Rome* (Harvard U. P. 1981), 73-96; Kirsten, E., *Südtalienkunde: ein Führer zu klassischen Städte* (Heidelberg 1975), 240-7; McKay, A. G., *Houses, Villas and Palaces in the Roman World* (London 1975), 121-130.
- (6) 「古代資本主義」説に拠るロストフツェフ(M. Rostovtzeff)、パースペクティヴは異なるがその後シラゴ(V. A. Sirago)が同一解釈を打ち出した、『書簡』を指標としたローマ大土地所有制の「構造変化」学説(奴隷制直営→小作制への転換)をめぐる、とりわけ近年に入って活発化した論議については、本稿は到底処理不能であり、別稿の課題とされねばならない。
- (7) 直ぐ後に述べるコロニー支配策に加えてプリーニウスが執ろうとした新方法とは、

地代をそれまでの金納から分益の現物に切り替え (IX, 37: 'non nummo, sed partibus')、同時に小作契約も長期にする (ibid., 'necessitas locandorum in plures annos ordinatura) ことであった。なお「分益」方式そのものは、既にカトーによって穀物・豆栽培 (*De agr. cult.* 136)、葡萄園管理 (id. 137)、ウィラ建築用石灰窯 (id. 16) に導入された >partiarus< に知られ、それ自体新たなものではなかった。「分益小作」一般についての論議は次の両文献を参看されたい。Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 520; Neeve, P. W. de, *Colonus: Private Farm-Tenancy in Roman Italy during the Republic and the Early Principate* (Amsterdam 1984), 15-18.

- (8) シャーウィン=ホワイト (*ibid.* 519) とド・ネーフエ (*ibid.* 62, n. 208) の両者は、当該書簡 <IX, 38> の「地所」を <X, 8> の『エトルーリア地所』に推定したが、積極的な史料根拠に欠けるために、俄には決め難い。
- (9) 両存在そのものに関しては言及 (註(17)参照) が見られたものの、管見の及ぶ所、その導入が大土地所有制上如何なる意味を持ったのか、にまで及んだ学説は見当らない。
- (10) 拙稿「《Actores》考——Plin., *Ep.* III, 19——」『歴史学・地理学年報』XVIII (九州大・紀要1994年) 19-31頁。
- (11) art., 'exactio, exactor' (Louis-Lucas, P.), Daremberg, Ch. et Saglio, Edm., *Dict. des antiquités* II/1 (Paris 1892; Réimpr. Graz 1969), col. 868-9; art., 'custodia' (Humbert, G.), *ibid.* I/2 (Paris 1887; Graz 1969), col. 1672-3.
- (12) *exactor operum dominicorum*=皇帝解放奴隸 (libertus Augusti) (ILS. 1601), *exactor praediorum Lucilianorum*=皇帝奴隸 (serv. Caes. n.) (ILS. 1616), *exactor tributorum in Helvestiis*=皇帝奴隸 (ser. Caes.) (ILS. 1519a); *custos tabularii*=皇帝奴隸 (ser. Caes.) (ILS. 1652, 1653) et alii. この機能は紛れもなく、皇帝奴隸にとって始源的には経済的上昇、次いで社会的には自由身分への道に連なるものであり、その故にローマ奴隸制研究に不可欠の課題を提供し続ける。Cf. e. g., Barrow, R. H., *Slavery in the Roman Empire* (London 1928; repr. London/N. Y. 1968), 130ff. 併し、直ぐ後でアグロノーム諸誌に拠って検証される大土地所有制上のこの両存在は、そこ迄の痕跡 (自由身分への上昇) を遺していないし、また本稿はこのこと自体が問題でないために、特に近年、碑文研究を踏まえて一段と精緻化の度を加えた先行諸学説の検討を始めとして、そこ迄直接踏み込む必要はない。
- (13) E. g., *exactor operis reficiendi* (ILS. 5167).
- (14) 前掲註(7)参照。
- (15) 村川堅太郎『羅馬大土地所有制』日本評論社 (東京 1949年) 86頁 = 『村川堅太郎・古代史論集』III 岩波書店 (東京 1987年) 259頁。
- (16) Flach, D., *Römische Agrargeschichte* (München 1990), 177; Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 520. 前者は、プリーニウスが将来に備えて「若干の地代徴収者」(einige Abgabeneintreiber=*exactores*)を選出し、そのかれらを収穫の「監督」(Aufseher=*custodes*)とし

て設置した、として、両存在を事実上同一と見做した。併しプリーニウスは両者を並列させ、夫々に異なった機能の特定表現 'operis', 'fructibus' によって区別しており、「同義語」解釈には賛成出来ない。

(17) 例えば以下の解釈がそうである（勿論網羅的ではない）。

Heitland, W. E., *Agricola. A Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-Roman World from the Point of View of Labour* (Cambridge 1921; repr. Westport 1970), 171: >custodes<=foremen;

White, K. D., *op. cit.* 380: <custos>=overseer or foreman;

Ehrens, K., *Columella. Über Landwirtschaft* (Berlin 1976), 126: >custos<=Aufseher od. der Ausführende;

Martin, R., *art. cit.* 82: >exactores<=surveillants pour les travaux, >custodes<=gardiens pour les récoltes;

Backhaus, W., 'Plinius der Jüngere und die Perspektiven des italischen Arbeitskräftepotentials seiner Zeit', *Klio* 69(1987), 145-6: >exactor<=Aufseher, >custos<=Aufseher, dem den Ertrag überwachen ließe;

Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern* (Stuttgart 1978), 25-6: >custos<=Kontrollleur od. Aufseher, >exactor<=Aufseher, der Erdarbeit befehligte.

(18) 葡萄苗木の植込み方法としては、この他に穴方式(scrobes)、畝方式(sulci)もまた採られた。White, K. D., *op. cit.* 236-7; 494, n. 33.

(19) カトー以来知られたこのシャベル(Cato, *De agr. cult.* 45, 1; Varro, *De r. r.* I, 37, 5; Colum. *De r. r.* III, 5, 3)の考古資料は次の文献参照。White, K. D., *Agricultural Implements of the Roman World* (Cambridge 1967), 20-4.

(20) Vgl. Flach, D., *loc. cit.*

(21) Cf., Heitland, W. E., *op. cit.* 171-2; Kaltenstadler, W., *op. cit.* 26.

(22) これと同一の樹上販売はプリーニウスの葡萄畑でもまた採られた(VIII, 2)。但し村川氏(前掲書 84頁)は、『書簡』の当該箇所に関して「葡萄の時価の高かった為に多数の請負人(redemptores)が競って入札を行つた」、としたが、プリーニウスは「商人達(negotiatores)」とだけしか述べていない。

(23) Cf., Heitland, W. E., *op. cit.* 171; Kaltenstadler, W., *op. cit.* 12.

(24) カトーでは、>custos<が現れるのはオリーブ園のみであり、管見の及ぶ所、葡萄の収穫と搾汁(Cato, *De agr. cult.* 23-26)及び樹上売却(id. 147)に関する叙述箇所には現れない。

(25) この一文には、「第三の奴隸は搾油人(奴隸)と一緒に眠るべき(云々)(Cato, *De agr. cult.* 13, 1: 'tertius servus una cum factoribus uti cubet')なる文が付け加えられており、「第三の」とは紛れもなく「2名の自由人>custodes<」に続く奴隸身分の>custos<

であった。従ってカトーのオリーブ搾油作業には、自由身分2名・奴隷1名の計3名が >custodes<として監督の任に当たったことになる。

(26) ウィラ内養豚場については、最近全貌が明らかになったエトルーリアのセッテ・フィンエストレ=ウィラ(Seven Finestre)の大々的な豚飼育場遺構が好個の事例を提供しよう。Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 152f.

(27) 従ってこの場合の養豚場「監督」は、ウィラ内の奴隷であったにしても、厳密な意味での「農耕部分」(agri culturae partes)の構成要素には含まれず(Varro, *De r. r.* I, 2, 22-3)、「農場施設」(instrumentum fundi)には数えられなかった(Dig. XXXIII, 7, 25: Iavolenus)ことになるが、ここでは差当り農場主オイコス内に於ける機能それ自体が問題とされるだけでよい。

(28) 《Fortunatus Caesaris ser./ custos tabulari, p. vixit / annis XXXV, h. s. e / Victoria contubernali / pio fecit.》(ILS. 1652: *Carthagine rep.*).

(29) 《[in his h]orreis / [C]aesaris Aug. / Quisquis in his horreis conductum habet [cu]stodia non praestabitur....》(id. 5914: *Romae rep.*).

(30) 本稿では、ウィラ経営が必要としたこれらの諸存在、並びにそれらの構成労働諸力上の問題への立入りは不可能であった。

ローマ農業の生産性

(一)

ローマ帝政期に入ってイタリアの大土地所有制は、時代の進行に伴って、周知の如く小作制の比重を益々増大させた。1・2世紀の交にプリーニウス(小)が残した『書簡』では、大土地所有関係の話題は大部分が小作制に当てられた。その約半世紀前、「自由なコロニー」(liberi coloni)に委ねる小作制をウィラの一構成要素として組み入れはしたが、なお奴隷制直営の果樹栽培に対してマージナルなものとしてのみ止めたコルメルラの『農書』(Colum. *De r. r.* I, 7, 1-7)に比して、今や小作制が従前の奴隷制直営と並んでウィラ経営の重要な構成要素として、その比重を増大させたのは確かである。併し小作料の軽減措置(Plin. *Ep.* IV, 6; X, 8)にも拘らずプリーニウスの地所では、コロニーの不平と嘆願が相次ぎ(*id.* V, 14; VII, 30; IX, 15; IX, 36)、滞納が解消されないばかりかさらに累積を重ねる(*id.* IX, 37)など、小作関係書簡の悉くは経営の不振とコロニーの疲弊を報じるものであった。

この現状は併し、ひとりプリーニウスのウィラだけではなかった。かれの地所に隣接して最近売りに出された広大な地所は、不振の故に大幅な地価の低落(40%)を招いていたが、その理由はプリーニウスの説明によると(*id.* III, 19)、コロニーの滞納(reliqua colonorum)を回収すべく所有主が担保物件を売り払ったために、かれらは資力を失って滞納をさらに増加させることになり、この結果本来の肥沃さそのものが疲弊に陥った(felicitas terrae... fatigatur)ためであった。さらに『書簡』と同一時期の土地所有事情を最も直接的に伝えるウレライア(Veleia)の『子弟扶養表』碑文では、コロニーの小作料「滞納金」が借入金の金利、奴隷購入の未払い金と共に「差し引かれて」地価の申告がなされており⁽¹⁾、1世紀末・2世紀初のイタリアで小作地の不振がかなりな程度にわたって進行していたことは間違いない。だとすれば、滞納を重ねたばかりか農作物をさえ「盗み食い潰す」(*id.* IX, 37: 'rapiunt etiam consumuntque, quod natum est')、というコロニーの経済的疲弊をさえ招いたこの不振は奈辺にその原因を有したのか。

プリーニウスが不振の原因として挙げたのは、一つが天候不順(とりわけ降雹)による果樹園(小作地)の被害であり(*id.* IV, 6; X, 8)、今一つ——これが差当り最も重要なのだが——が、コロニー自身の問題であった。度重なる減免にも拘らず滞納が解消出来ないばかりかさらに増大し、農地の荒廃をさえ生み出したのは、偏にコロニーが「無力な耕作者」(*id.* III, 19: 'imbecilli cultores')でしかなく、かれらは小作料の軽減と不平をのみ訴え、滞納を減らすことには全く関心を示さない(*id.* IX, 37: 'nulla cura minuendi aeris alieni')が故にであった。従ってプリーニウスの認識では、天候不順による不作は致し方ないとして、不振に陥った究極原因はコロニーの無能と無関心にその責めがあったことになる。直接原

因が何であれ一旦滞納に陥った場合、その累積の中でもはや解消し得ることに絶望して (desperant posse persolvi)、食料調達のためには小作料に当てられるべき農作物をさえ掠め盗るに至ったコロニーの経済的現状に関して、管見の及ぶ所、何がコロニーをしてそうさせたのかの言及は『書簡』の何処にも見当らない。プリーニウスの主要関心事は徹頭徹尾「大土地所有主」としてのそれであった。

併しこのプリーニウスの叙述の背後に暗示されたのは、年間小作料が40万HS.に上った広大な葡萄園 (*id.* X, 8)の大規模小作は別として、分割地小作のコロニー一般の経済的脆弱性であった。それ故小作制の不振問題は、一にかかってコロニーの経済が拠って立ったローマ農業の生産性如何にあったことになる。素より筆者はここで、その集約度の高さの故に奴隷制大土地所有経済を支えたものとしての果樹、就中葡萄栽培の高収益性、それとは対蹠的に低収益性の故に集団労働の奴隷制に馴染まざるものとしての穀物栽培に関する略々共通した理解⁽²⁾そのものを問題にしているのではない。そうではなくして小作制が既に早くも1世紀末・2世紀初には「積年の悪弊」(Plin. *Ep.* IX, 37)の故に農地の荒廃をもたらし、適当なコロニーを捜し出すことさえ困難になっていた (*id.* VII, 30) ことも加わって、コロニーに対する支配さえ打ち出されたことに端的に表出されたコロニー経済の本来的とも言える脆弱性の実態それ自体が改めて問われねばならないからである。だが併しそれは、ひとりコロニー経済のみの問題では決してない。敢えて言うまでもなく、それが拠って立ったローマ農業の現実そのものが改めて問われねばならないとすれば、始源的にはローマ農民、とりわけ零細土地所有農民の問題であった⁽³⁾。

このためには、従って、葡萄・オリーブ (さらにはイチジク・リンゴその他) の果樹栽培と穀物栽培の両者に関して、その生産性のレベルにまで下がった検討が必要になる。事実、葡萄・オリーブ・イチジク⁽⁴⁾の果樹栽培は、市場を前提とした奴隷制直営農場だけの独占物ではなく、小作制と本質的に相容れないものでも決してなかった。年間小作料が騎士身分財産に相当した(40万HS.)プリーニウス所有ウィラの広大な葡萄園(Plin. *Ep.* X, 8)のみならず、分割地のコロニーによってもまた、果樹栽培が小作されていたことをわれわれは知っているからである⁽⁵⁾。だが併し葡萄栽培とオリーブ栽培両者の収益性に関しては、既にフランクがアグロノーム諸誌に拠って計算を図っており⁽⁶⁾、その後の関係諸学説もまた基本的にはそれを踏襲した⁽⁷⁾。わが国でもまた、村川堅太郎氏がフランクに従って収支計算を図っており⁽⁸⁾、改めて両者の収益度を検討し直す必要はあるまい。但しこの数値——アグロノーム諸誌自体がそうであったのと同様にフランクの計算もまた多くの必要経費項目が脱落しているが、それに拠ると1ユーゲルム(*jugerum*=0.25 ha)当たりの収益は、葡萄栽培が621 HS.⁽⁹⁾であったのに対して、オリーブ栽培は僅かに8 HS.⁽¹⁰⁾であった——は、奴隷の集団労働に基づく市場向けのそれであって、果樹栽培一般の収益性では勿論ないが、アグロノーム諸誌以外に如何なる計量化の手段も残されていない以上、この数値を一応の目安とせざるを得ない。

従って、改めて検討が図られねばならないのは穀物栽培である。それが土地所有規模の

大小を問わず——というのは経営全体が市場に方向付けられた(Cato, *De agr. cult.* II, 7) 果樹栽培ウィラであろうとも、古代経済が維持し続けた可及的自家調達原則(Varro, *De r. r.* I, 22, 1)から自由ではあり得なかったからである——かつまた自作農・小作農の別を問わず、とに角ローマ農業の最も本質的な基底をなしたのは言うまでもあるまい。尤もここで「穀物(frumentum)栽培」と言う場合、小麦のみならず大麦もまた含まれ、その小麦もまた後述の如く決して一種類だけではなく、播種・収穫量も夫々で異なったがそこまで及ぶ必要はなく、ここでは‘triticum’の名で知られる最も一般的な普通種小麦を代表的に検討することで充分である。なおローマ農法の上で豆科植物もまた看過され得ないが⁽¹¹⁾、それには立ち入らない。

(二)

穀物栽培(小麦)の収益度問題に立ち入るに先立って、古代地中海農業が維持し続けねばならなかった農法上の重要課題に予め触れておかねばならない。秋蒔きの冬小麦を主として、耕作と休閑を1年おきに交互に繰り返す地中海農法の基本型としての二圃制⁽¹²⁾がそれである。

基本的には当該年度の作付けが耕地面積の半分に限られるこの農法⁽¹³⁾は、キビ・豆科植物・根菜などを利用した輪作または連続耕作の導入による切崩し⁽¹⁴⁾が図られはしたが部分的なものでしかなく、最後までローマ農業の基本農法として止まった。従って収穫量に拠って農民経済を計量的に処理する場合⁽¹⁵⁾、所有農地面積が具体的数値によって知られ得る好個の事例として、〈コロニア〉の建設に際してなされ土地配分の面積⁽¹⁶⁾にしても、そこから直ちに市民(農民)経済の実態が計らるべきではない。年度毎の穀物生産量は「ユーゲルム単位の収穫量×土地所有面積(乃至小作地面積)」ではなくして、単純に計算しても(というのは役畜用の牧草地、菜園その他の諸要素もまた見込まれねばならないからである)所有農地面積の2分の1で算出されねばならない。

勿論ローマ人が春蒔きの栽培種を知らなかったわけでは決してない。カトーの『農書』(Cato, *De agr. cult.* XXXV, 2)は、「6ヵ月収穫種」の播種(従って疑いもなくスタンダード種の冬麦)を熟させ得ない(sementim maturam facere non potueris)地及び「厚く」栽培出来る休閑不必要の「肥沃地」(locus restibilis)では、「3ヵ月種」trimestreが蒔かれるべきだと言ひ、コルメルラ(Colum. *De r. r.* II, 6, 2)もまたその効用が農民に最も喜ばれている(cuius usus agricolis gratissimus)作物として‘trimestre’を挙げ、その理由は、雨その他の理由から(秋の)播種が出来なかった場合にその補填が出来るからだとした。さらに「秋の播種」(de satione autumnali)に言及した別箇所(id. II, 9, 7)でもまた、農民が‘trimestre’と呼んでいる種類の麦を挙げる。但しコルメルラは、休閑を必要としない肥沃地を挙げたカトーと異なって、この種の麦は夏の日照が少ない寒冷多雪地に適し(ea locis praegelidis ac nivosis recte committitur)、それ以外の地域では「収穫は極めて少ない」(ceteris admodum raro respondet)と述べる。従って栽培適地に関する食い違いは一先ず別にして、

少なくともこの両叙述からして、ホワイトの解釈がそうであった如く、「3ヵ月収穫種」とは明らかに春蒔き種の「夏小麦」であった⁽¹⁷⁾。但しコルメルラ(*id.* II, 6, 3; II, 9, 8)によれば「3ヵ月種」は‘*triticum*’だけではなく、‘*siligo*’ (ソフト種の小麦)、『*halic astrum*’ (エンマー小麦)、『*hordeum Galaticum*’ (ガラティア種大麦)もまたそうであった⁽¹⁸⁾。併しカトー、コルメルラ両史料(この他管見の及ぶ所では、Plin. *N. H.* XVIII, 49にもまたイタリアでの夏栽培穀物が現われるが、キビ類・ゴマ等々であり小麦は挙げられていない)から推して、春蒔き種は例外的乃至補足的なものとして止まり、部分的な変化はあっても⁽¹⁹⁾、地中海域に於ける伝統的農法としての二圃制そのものに一般的な変化を促したとは考えられ得ない⁽²⁰⁾。因みにスパーは、春蒔き小麦の生産量が今日(1945)のイタリアでも全小麦生産量の2%にすぎないことからして、古代ではこれより「多少多い程度」であった、と推定する⁽²¹⁾。

さらに地中海域の旱地農法と関連して、犁の形状とメカニズムもまた看過出来ない。差当りここでは農耕技術史それ自体にまで直接立ち入る必要はないものの、その上に展開されるローマ農業の生産性が問題とされる以上、一言触れておかねばならないであろう。軽い黒土(*terra pulla*)用の『カムパーニア犁』(*aratra Campanica*)と重い土(*terra valida*)を耕す『ローマ犁』(*aratra Romanica*) (Cato, *De agr. cult.* CXXXV, 2)を初めとして、アグロノーム諸誌に現れるヴァリアント⁽²²⁾の如何を問わず、基本的には犁先が左右対称で揆土板を持たない地中海犁(従って土の反転によって畝を作ることのない浅耕犁)がそれである⁽²³⁾。ローマ「支配」の時間と空間の全体規模で見た場合、とりわけアルプス以北の内陸部に於けるローマ犁使用の拡大化⁽²⁴⁾(「支配」の実態に連なる課題として)のみならず、(a)その形状的な変化(2・3世紀と5・6世紀のブリタニアで考古学知見が得られた左右非対称の犁先)⁽²⁵⁾、(b)プリーニウス(大)時代の1世紀中葉にガリアのラエティア地方で考案されたと伝えられるが(Plin. *N. H.* XVIII, 172: ‘non pridem inventum in Raetia Galliae’)、ローマ支配下のヨーロッパで殆ど使用拡大の痕跡を残さなかった、‘*plaumorati*’の名で知られる『有輪犁』⁽²⁶⁾、(c)「ガリアのラーティフンディア」で利用されたが(Plin. *N. H.* XVIII, 295: ‘Galliarum latifundiis valli’) 4箇所(Reims, Arlon, Montauban-Buzenol, Trier)に図像を残すのみで⁽²⁷⁾、その後消え去った車輪付の『麦刈取機』*valli*⁽²⁸⁾もまた、ローマ帝政後期経済史の重要課題として論議が深められねばならないが、当面の課題にとっては差当り別問題である。

然らば麦栽培の収益度はどうであったか。直ぐ後で見るように収穫量に関しては、史料による食違いが大きく、それをめぐって特に近年に入って論議が重ねられた困難な課題であるが⁽²⁹⁾、それらを踏まえて作業を急ごう。

コルメルラはかれの農書第3巻の中で、当時(c. A. D. 60-65)⁽³⁰⁾のイタリアに於ける「穀物」の収穫量に言及する。ここでかれは‘*frumenta*’として複数形で表現しているが、最主要作物たる小麦 *triticum* が先ず第一に念頭に置かれたのは言うまでもない。それによると、「イタリアの大部分」で穀物が(播種量の)「4倍」を報いたのが何時であったか、「われわれ

は殆ど思い出せない」(Colum. *De r. r.* III, 3, 4: ‘maiore quidem parte Italiae quando cum quarto responderint, vix meminisse possumus’)、として今やイタリアの穀物収穫は大部分の地で、蒔いた種の4倍にさえ及ばない現状を述べ、高収益の葡萄栽培と1ユーゲルム当たり100HS.の収益を最高とした牧草地・牧場・森林の収益現状に対比した。さらに別場所(*id.* II, 9, 1)では、播種量の具体的な数値が与えられる。即ち コルメルラによれば、一般種の小麦は「肥沃な農地」では通例として1ユーゲルム当たり4モディー(jugerum agri pinguis plerumque modios tritici quattuor)(1 modius=8.75l=6.75 kg)、肥沃度が「中程度」(mediocris)の第二級地では5モディー、‘adorei’(アドル小麦)⁽³¹⁾の場合は、肥沃地であれば9モディー、中程度地であれば10モディーの種子を必要とした。さらにこの数値に関しては、一級地にはユーゲルム当たり小麦8モディー、アドル小麦も同量が蒔かれるべきだとする者、二級地にも同量でよいとする者があり、著者(auctores)の間に意見の一致が見られないが、「われわれの経験」はこの量が「最も適切」と思われることを教えた(hanc tamen videri commodissimam docuit noster usus)、としてこの播種量がコルメルラ自身の経験に基づくことを付記した。

従って、気象条件・地形その他の諸条件を捨象してこの収穫量数値、〈4 : 1〉だけを単純に計算すれば、1世紀中葉以前のイタリアでは作付け面積1ユーゲルム当たりの小麦収穫量は一級地で16モディー(4 modii × 4)であり、コルメルラ時代にはそれにさえ及ばなかったことになる。収穫量が劣る二級地の場合は、当然前者と同等の収穫を見越して播種量を多くしたためであって、〈5 modii × 4=20 modii〉の計算にはならない。アドル小麦の場合もまた恐らく同様であった。

これより先の前70年、シキリア総督ウェルレース(C. Verres)の金銭不当徴収を弾劾した演説の中で、キケローはウェルレースの誅求に絡むシキリア農民の経済現状をかなり詳細に報告した。それによると、レオンティーニー近郊(ager Leontinus)の地では、「永年にわたる、かつ安定した播種」(perpetua atque aequabili satione)として、小麦(triticum)は1ユーゲルム当たり1メディムヌス(1 medimnus=6 modii)が蒔かれ、好天に恵まれれば農地は「8倍」を以て報い(ager efficit cum octavo)、もし全てが神の加護に助けられた場合には、「10倍」(cum decumo)の収穫を生み、十分の一税は播種量に等しくなる、とされた。併し続く一文では、このこと自体は稀にしか起らない事柄(id quod perraro evenit)であり、過去に於て1ユーゲルム当たり10メディムニーを超えるが如き収穫は挙げられ得なかった(fieri non poterat ut plus quam X medimna ex iugero exararent)、と言う(Cic. *Verr.* II, 3, 112-3)。従って前70年代のこの地に於ける小麦収穫は、好条件が揃った場合が1ユーゲルム当たり48モディー、最高場合で60モディーであったことになる。この数値がシキリア全体に妥当したか否かは別問題として⁽³²⁾、収穫率そのものはコルメルラに与えられたイタリアのそれをかなり大幅に上回っていた。

播種量と収穫量との関係は、共和政最末期、ウァルローによってもまた言及される。かれの『農書』(Varro, *De r. r.* I, 44, 1)に拠れば、場所によって若干の増減があるが、(イタリ

アの農地では当時) ユーゲルム当たりの播種量としてソラ豆(*faba*)⁽³³⁾ 4 モディ、小麦 5 モディ、大麦(*hordeum*) 6 モディ、ファール (*far*)小麦 10 モディが蒔かれていた(*seruntur*)。これに続いてウァルローは、「地域と土壌の種類」(*regio ac genus terrae*)が播種量に重要であり、どの程度の種が蒔かれるべきか、当該地域での播種量の慣行(*quantum in ea regione consuetudo erit serendi*)に従うことが肝要だと述べ、その例として、同じエトルリア地方でも「若干の場所」では(*in Etruria locis aliquot*)「同じ種からある場所では 10 倍なのに、ある場所では 15 倍の収穫がある」(*ex eodem semine aliubi cum decimo redeat, aliubi cum quinto decimo*)、と伝えた。従って普通小麦、ファール小麦(アドル小麦)の播種量はコルメルラと殆ど変わらないが、 $<10:1>$ 乃至 $<15:1>$ の収穫率は、略々同一時期のシキリアと比較してもやや高めであった。併しウァルローのこの数字は、地域の特定こそないもののエトルリア地方の限られた場所の例として挙げられたものである。

収穫量の地域差に関して、ウァルローはさらに、南イタリアのシバリス近郊(*ager Subaritanus*)では、「100倍」の収穫が通例であり(*cum centesimo redire solitum*)、シリアのガダラ(*Gadara*)近くとアフリカのビツァキウム(*Byzacium*)近くでもまた同様に「1モディウスから100モディが生産される」(*ex modio nasci centum*)、という驚くべき高収穫の地域例を付け加えた(*id.* I, 44, 2)。

この高収穫のエピソードはさらに、プリーニウス(大)によって今一度繰り返される。『博物誌』18巻の中で、「小麦以上に稔り多きものは何もない」(*tritico nihil est fertilius*)とするプリーニウスは、アフリカのビツァキウムにある畑では、種子1モディウスから150モディが収穫され(前出のウァルローは $<100:1>$)、当地の皇帝代理人(*procurator*)は『神皇アウグストゥス』に宛てて、「1粒(の小麦)から」殆ど信じ難いことだが「300本を下らない芽」が出る(*ex uno grano... CCC paucis minus germina*)と報じたが、それに関しては複数の書簡が「現存」(*exstantque de ea re epistulae*)しており、同様にネロ帝にもまた1粒から「360本の茎」が得られた(*CCCLX stipulas ex uno grano*)ことが報告された、と述べた後、シキリアのレオンティーニー及びその他の畑地、バエティカ全土及び「特に」エジプト(*tota Baetica et in primis Aegyptus*)は「100倍」を生産する、と誌した。さらにこれに続いて、プリーニウスは「最も収穫が多い小麦の品種」(*fertilissima tritici genera*)として、*'ramosum'*(枝分かれ小麦=プラード小麦)と*'centigranum'*(百粒小麦)の両者を挙げる(*Plin. N. H. XVIII, 94-95*)。

管見の及ぶ所では、以上の数値が古典史料に知られ得る小麦収穫率の全てである。この内 $<100-150:1>$ の高収穫は、先行学説の言及を持ち出すまでもなく、到底考えられ得ない数値であり、況んや芽一つから分茎が300~360本が出るとしたことはそれ自体が既に不可能である⁽³⁴⁾。現にプリーニウスが「特に」(*in primis*)そうであったとしたエジプトでは、後述の如く小麦 $<10:1>$ 、大麦 $<12:1>$ が最高値であり、それを超えることはなかった。異常とも言える高収穫率を伝えたウァルローにしても、この数値は「という人々の話である」*dicunt*、

としており、収穫量の地域差に関して付け加えられた噂を収録しただけのことである。従って実態を伝えていないこの両史料を別とすれば、ローマ農業家達の小麦収穫に関する叙述は大幅に食違い、イタリア一般に関して今日ではもはやそれにすら及ばなくなったとする1世紀中葉の<4:1>から、共和政最末期のエトルーリアに於ける特定場所の<15:1>にわたった。この数値を表で示すと次の如くなる（第1表）。

第1表 小麦収穫量対播種量の関係

	Cicero <i>Verr.</i> II, 3, 112-3	Varro <i>De r. r.</i> I, 44, 1	Columella <i>De r. r.</i> III, 3, 4	Plinius <i>N. H.</i> XVIII, 94-5
小麦収穫量対 播種量	8:1 10:1 (シキリア=レオンティニー)	10:1 15:1 (エトルーリア) 100:1 (南イタリア・シリア・アフリ カ)	4:1 (イタリア全域)	150:1 (アフリカ) 100:1 (シキリア=レオンティニー・パ エティカ全域・エジプト全域)
播種量	6 modii/jug.	5 modii/jug.	4-5 modii/jug.	

夫々食違いを示したこれらの数値に関して、解釈もまた食違った。管見の及ぶ所では、それらは略々次の四学説に整理出来る。

(1) コルメルラの<4:1>は、果樹栽培を促進すべく穀物収益を意識的に抑えた結果であって、現実にはワルロとキケローの数値に拠って計算すべきであり、イタリアの土地が原則として非公課地であったことを勘案すれば、小麦栽培は恐らく経費に報いる(remunerative)に足りるものであった、と見做したフランク説がその第一である⁽³⁵⁾。ホワイトもまた、コルメルラではなくしてキケローとワルローの数値が基準とすべきことを主張する。その根拠の一つは、シチリアとトスカナ地方に於ける第2次大戦後の平均収穫率が両古典史料の数値と大差がないこと——シチリア＝「10.6 quintals/hectare」(1959)；「11.2 q./ha」(Cicero)、トスカナ＝「19.9 q./ha」(1959)；「17-19 q./ha」(Varro)——の故にであった⁽³⁶⁾。これとは全く異なった解釈を示したのがデ・マルティーノである。即ち、コルメルラの<4:1>に意味されたのは「播種量の4倍」ではなくして、「葡萄栽培の収益度」が穀物栽培のその4倍であった、とする解釈⁽³⁷⁾がそれであったが、管見の及ぶ所では、恐らくその特異さの故にその後論議を喚ぶことはなかった。併しその後の別稿では、18-19世紀のイタリア農業事情並びにアゲル＝ローマヌスの地域的土質差を勘案し

て、コルメルラの〈4:1〉とウァルローの〈8-10:1〉の中間を採って収穫率を〈6-7:1〉とし、4モディーの播種量を基準としてユーゲルム当たりの収穫量を24～28モディーと見積もった⁽³⁸⁾。キケロー、ウァルローから推して、かつ二圃制が採られたとしても収穫率は「比較的高」かったと思われる（併し平均的な特定数値は与えられ得ない）、とするガーンジーもまた、コルメルラの数値は「異常」に低いと見做し、その史料的信憑性そのものを疑問視する⁽³⁹⁾。

(2) これらよりさらに低く見積もっていたのが、穀物収穫に関するバルバガルロの先駆的論考(1904)であり、そこではローマ期イタリアの平均的収穫率として〈5:1〉が与えられていたが⁽⁴⁰⁾、この数値は最近アムポロによってアルカイック期のラティウム農業にそのまま受容された⁽⁴¹⁾。〈5:1〉の収穫率そのものに関して言えば、全収穫量の20%を次年度用の種子に見込んで平均的ローマ農民経済の計量化を図ったホプキンズもまた、明らかにそれを基準とした⁽⁴²⁾。同様にブランドは、ウァルローの数値は高すぎることの故に史料的には「役立つない」(worthless)として、(フランク/ホワイト説とは反対に)コルメルラの〈4:1〉が受容さるべきだと見做した⁽⁴³⁾。さらにダンカン＝ジョーンズもまた、キケローが挙げたレオンティーニー近郊はシキリアの「穀倉」*'caput rei frumentariae'* (Cic. *Verr.* II, 3, 47)であり、ウァルローにしてもエトルーリアの中でも異常に肥沃な地(Varro, *De r. r.* I, 9, 6)に関わるものであって、特殊肥沃地の数値を一般化するのは困難であり、中世(〈4:1〉以下)及び16-7世紀イタリアの小麦収穫率(〈4-6:1〉)を勘案すれば、コルメルラの数値が基準とさるべきだと考え、ド・ネーフエもコルメルラの数値の「正確さ」(the accuracy of Columella's figure 4 for grain)を承認した⁽⁴⁴⁾。

(3) キケローとウァルローの数値を基準とするか、然もなければこの両史料に地域的に限定された一般化不能の数値を見ることによって、コルメルラが基準とさるべきだとする以上の両解釈に対して、第三の興味深い解釈として、キケロー・ウァルローとコルメルラとの間に数値上の整合性を見ようとしたのがエヴァンズであり、その後メーヤーソンがケース・スタディーによってそれを「補遺」の形で補強した。即ち、コルメルラの数値は毎年の収穫率を基準として計算したものであり、カムパーニアの地(ager Campanus)でもし耕地が2年に1度の休閑(biennial fallowing)を採ったとすれば、実際の収穫率(1年おき)としてはその「2倍」、つまり〈8:1〉であったことになり、シキリアに関するキケローの〈8:1〉のみならず、エトルーリアに関するウァルローの〈10:1〉もまたそれが肥沃地であったことを勘案すれば、それともまた略々一致する、という解釈である(但しエヴァンズは、〈15:1〉には言及しない)⁽⁴⁵⁾。併し、コルメルラは播種量と収穫量の関係に関して、それが二圃制を平均化した数値だとは一言も述べておらず、少なくとも数量関係それ自体に限って言えば、この解釈は穿ちすぎの誇りを免れ得ない。次いでメーヤーソンは、パレスティナの一地域(Negev)に関する18世紀の統計的資料、小麦=〈6.7~7.2:1〉、大麦=〈8.0~8.7:1〉を挙げてエヴァンズ説を補強した⁽⁴⁶⁾。併しこの地は、サンプルとしてあまりにも孤立的であり、この数値が果たしてイタリア穀物収穫率の平均的な基準になり得るか否かも疑問である。

(4) これに対して第四の学説として挙げられねばならぬのが、10世紀以後第2次大戦前までの統計資料乃至統計的数値を取り入れたイタリア農業の地域的パースペクティブの中でローマ農業の位置付けを図ったスパーのそれである。その第一は、例えばフィレンツェ近郊(18世紀末)が<5~15:1>、ラティウム(19世紀初)で<4~10:1>、20世紀に入ってもなお(1935)<4:1>(Reggio Calabria), <10:1>(Siena), <15:1>(Modena)の如く、農法と農耕技術は別として播種量対収穫量の関係だけから見れば、ローマ時代のイタリア農業と殆ど大差はなく、ヤングの『旅行記』(1794²)に報じられたトスカナ地方の肥沃地(「平野部」*'in the plains'*の<8:1>に対して「著しく肥沃な地点」*'spots remarkably rich'*は<12:1>, <15:1>乃至時として<20:1>)はウァルローの<10:1><15:1>に対する疑問を払拭すること、第二は、ラティウム地方の収穫率(前出)が第一級地<10:1>、良質地<7:1>、中程度地<5:1>、瘦地<4:1>の如く、同一地域内でも土質によって収穫が異なり、而も例えばイタリア南部のバジリカータ(Basilicata)地方の<8:1>(1909), <4:1>(1910), <6.5:1>(1911)の如く、作付年によって収穫が異なることであり、従ってプリーニウスの異常値を除くアグロノーム諸誌の数値は全てが然るべき信憑性を有し、その故にまたローマ農業一般に平均化は出来ないことがその骨子である⁽⁴⁷⁾。

以上、小麦収穫率に関する諸学説の瞥見は争点が比較的明確なものだけに限ったが、その結果はわれわれには悲観的であった。何故ならば、地域と作付年による収穫量の差異のみならず、同一地域内でさえ一様ではない場所毎の土質の差異が勘案された場合、<4:1>, <8:1>, <10:1>, <15:1>の何れを以てしても、ローマ農業の代表的乃至平均的数値とは見做され得ないことが今や明白になったからである。事実また、エジプトのマルマリカ(Marmarica)に遺された徴税簿(A. D. 190/191)によれば、この地域では小麦が<4.5:1>~<10:1>、大麦は<7:1>~<12:1>の数量関係が前提とされていた⁽⁴⁸⁾。従って、正確には<4~15:1>だが、ウァルローの<15:1>がエトルーリアの中でも特に肥沃な地であったことを考慮すれば、ローマ農業に於ける小麦の収穫率は<4:1>~<10:1>であった、と見做するのが最も安全であろう。それ故この大幅な差異をもつ数値に拠って、もし仮に某かの平均的な農民経済像を描くとすれば、極めて大胆な仮定たることは十二分に承知しておかねばならないが、ダンカン=ジョーンズ、ホプキンズ、デ・マルティーノの先行学説より若干幅を広げて、<5:1>~<8:1>を一応の目安とすることが出来よう。

もしこの収穫率に拠って計算を図れば、どうなるか。計算の便宜を勘案して農民的所有地を一先ず10ユーゲラ⁽⁴⁹⁾と仮定し、かつ二圃制に従って当該農地の全てが冬小麦の栽培だけに当てられ、播種量はユーゲルム当たり4モディーであったと仮定すれば、次の数値が得られる(第2表)。

第2表 小麦収穫量 / 10 jugera

作付け面積	収穫率	播種量	粗収穫量	次年度用種子	実収穫量
5 jug.	5:1	4 modii/jug.	100 modii	20 modii	80 modii
	8:1		160 modii		140 modii

もしこれを、後1世紀イタリアの平均的な小麦市場価格、〈3~4 HS./modius〉⁽⁵⁰⁾に拠って計算すれば、収穫の全てが市場に出されたと仮定して、耕地10ユーゲラの収益は、240~320 HS.乃至420~560 HS.であったことになる。耕地面積全体で平均化すれば1ユーゲルム当たりではその十分の一、当該年度の作付け面積で換算すれば、48~64 HS.乃至84~112 HS.の市場売り上げが得られた。従って耕地面積当たりの収益として小麦栽培は到底葡萄栽培には及ばないが、オリーブ栽培（フランクの計算に従って言えば）よりは寧ろかなり上であった。周知のようにコルメルラ(Colum. *De r. r.* I, 7, 6)が、農場主の目が届かない遠隔地の農場に次いで、「特に」穀物畑(*praecipue frumentarium*)の場合、奴隷達は犁耕に励むことをせず(*nec industrie terram vertunt*)、必要以上に大量の種子を蒔くばかりか、畑の手入れも投げ遣りであり、打穀場では「あるいは掠め取り、あるいは(労働の)いい加減さ」(*vel fraude vel neglegentia*)の故に、脱穀作業の間に(麦の量を)「日に日に減らす」(*per trituram cotidie minuunt*)、としてウィリクス指揮下の奴隷労働に委ねるのは不得策だと見做したのも、このような穀物生産の絶対的とも言うべき貧困に起因したことが今や明らかであろう。

(三)

このようなローマ農業の生産性の上に、農民経済の実状が改めて問題とされねばならない。但し「農民経済」にあつては、当然のこととして、若干名の奴隷を補助労働力として擁することはあっても専ら家族労働を主とした家計(*cf.*, e. g., *Plin. N. H.* XVIII, 38)の維持が問題であつて、縦んば果樹栽培が部分的には取込まれ得たとしても、穀物栽培がローマ農民の最も基本的な形態として止まった、と考えらるべきであろう。

所で、平均的な農民経済一般の計量化を図ったのがホプキンズであり、この作業から出発しよう⁽⁵¹⁾。農民経済を穀物生産によって計量化するホプキンズは、全収穫量を100として、次年度作付用の種子は全収穫量の20% (従って〈5:1〉の計算)、平均的公課負担率は10%の前提条件を設定した上に、次の如き数値を弾き出した。農民食料(*peasants' subsistence*) 60%+保存用種子20%+公課10%だけですでに全収穫量の90%に達し、残りの10%だけが余剰生産物として市場に出され得たが、8%はレントの支払いに当てられた。従って農民の経済的余剰と言えるのは、穀物総生産量の「2%」だけであった。勿論穀物生産のみに拠って

農民経済を計量化したこと——筆者もまたそうせざるを得ないと考えるのだが——それ自体は問わないとしても、軍役奉仕を初めイタリア農民の負担を属領地（十分の一税地）農民のそれに合わせ、地域差のみならず必要菜園、農耕に不可欠な役畜の維持費もまた考慮に入れていないなど、必要諸条件の多くが排除されており、ホプキンズ自身もまた「仮定的な図式」にすぎないことを承知している。併しこの図式がわれわれに示唆的なのは、計算の前提に置かれた耕地面積である。かれが<5:1>の収穫率と二圃制を前提として、「平均的な農民家族」の食料調達に最低限度必要な耕地面積として計算したのは、「14 ユーゲラ (3.5 ha)」⁽⁵²⁾であった。因みに、キケローとウァルローを基準とすべきだと考えたホワイトは、平均的な農民家族の成員数を3・25人と数え、その維持に最低限必要な播種面積は「7～8 ユーゲラ (1.75～2 ha)」（併し役畜の維持を見込めば最低限度「20 ユーゲラ (5 ha)」は必要であった）で充分であったと考え、イタリア中・南部の一般的な自営小農地 (the self-contained small holding) は10～80 ユーゲラ (2.5～20 ha) 程度であった、と推論した⁽⁵³⁾。

面積推定のこの食違いは、偏に計算の基準とした収穫率の相違によるものであった。従って、種々の諸条件を勘案して収穫率に幅を持たせるべきだと考えるからには、この食違いそのものはそれ程重要ではない。そうではなくしてローマ農業の絶対的な生産性の低さに暗示されたのは、農民一般、そしてとりわけ零細農民にとって家計の維持それ自体が既に容易ではなかった事実である。もし仮に所有面積10 ユーゲラの農民の場合、夫婦2人だけの家計と仮定して、家屋 (casa, tugurium)⁽⁵⁴⁾の建築と維持、衣服のみならず、農作業に不可欠の農具及び役畜に要する出費の悉くを見込まず、かつ食料も葡萄酒・オリーブ油その他を除くとして単純に必要な穀物量だけで計算するとどうなるか。改めて筆者なりの試算を図っておこう。農耕奴隷の食料支給 (familiae cibaria) として、1人当たりの月間小麦支給量<4～4.5 モディー>（但し農場差配のウィリクス、ウィリカは3 モディー）⁽⁵⁵⁾の低い方を最低消費量と見做し、最も一般的な数値としてはローマ市民に対する穀物配給 (annonae) の基本的な数値、1人当たりの月間小麦配給量<5 モディー>⁽⁵⁶⁾を基準にして単純計算をすれば、小麦の年間消費量としては、夫婦2人だけの家計で<48 モディー × 2>=96 モディー～<60 モディー × 2>=120 モディーが必要であったことになる⁽⁵⁷⁾。従って前掲の収穫量（第2表）に拠って言えば、あくまでも計算上の、であるが収穫率<5:1>の農地所有農民は、10 ユーゲラの農地を所有したとしても、気象条件と土質によって夏小麦が栽培出来ず、ミレット (miliun)・パニクム (panicum) の如き雑穀類⁽⁵⁸⁾を栽培せずに専ら冬小麦だけに依拠した場合には、一般労働の農場奴隷と同量の食料さえ確保出来なかったことになる。比較的高収穫の<8:1>の場合に初めてアンノーナエ量を上回るが、余裕は殆ど生じ得ない。

これらは勿論単純な計算上の数値であって、農民経済の即現実でなかったのは言うまでもない。併しそれでもなお、少なくともこの数値に拠る限り、プリーニウス（小）がかれ自身のウィラの小作人達が滞納を重ねた——既述の如くプリーニウスの目にはかれらの怠慢と無力の故にであった、としか映じなかったのだが——ばかりか、支払いに当てるべき農作

物を盗み、喰い潰してさえいるとして、積年の小作料滞納による不振を嘆いた(Plin. *Ep.* IX, 37)のも、〈コロニー〉経済の側から見れば、決して故なしにはなかったことになる。

この上に(最後の検討課題として)、古代農業の耕作能力=耕地面積当たりの必要労働日数が問われねばならない。好個の手懸りを提供する史料は、それ自体として現存しないサセルナ父子(Sasernae)の農書⁽⁵⁹⁾を引用したコルメルラ(Colum. *De r. r.* II, 12, 1-9)の詳細な記述である。

コルメルラは、果樹園の併設なく(*si tamen vacet arboribus*)⁽⁶⁰⁾、連牛(犁)2組・牛使い(*bubulci*)2名・農場奴隷(*mediastini*)6名によって耕作が可能な畑地、200ユーゲラ(50 ha)に関して、連牛1組(*iugum bovim*)、つまり犁1つで播種量「125モディー」の小麦及び同量の豆の耕作、従って「秋蒔地」(*in assem autumnalis*)には250モディーの蒔き付け、次いで「3ヵ月種」は75モディーが可能なことを基準にして、その他の構成要素を取り込んだ労働日の計算をした。この計算基準からすれば、コルメルラは明らかに冬小麦の播種量を1ユーゲルム当たり5モディー(豆科植物も同量)で計算して

おり、従って犁2組による秋蒔きの面積は小麦・豆夫々「50ユーゲラ」——($125 \text{ modii} \div 5) \times 2$ ——であり、この耕地は紛れもなく小麦と豆の混合栽培による二圃制を採った。秋蒔きの時点で休閑地とされた100ユーゲラの内、春蒔きに若干が利用され(単位面積当たりの播種量が定かでないが、もし上の数値を適応すれば、30ユーゲラになる)、一部は恐らく牧草地としてもまた利用されたと思われる⁽⁶¹⁾、単純な二圃制ではなかった。併し何れにしても、穀物地200ユーゲラの内、最主要的冬小麦に当てられたのは4分の1だけであった。但し農民的土地所有一般に果たしてこれと同様の利用形態が採られ得たか否かは極めて疑わしいが。

然らばこの「50ユーゲラ」の小麦栽培に必要なとされた労働日数は何日であったか。4度目の犁耕で種蒔きされる「25ユーゲラ」(連牛1組の可耕面積)は、「犁手の作業に115日を必要とする」(*desiderant bubulcorum operas centum decemet quinque*)、これに土が固い場合の再犁耕、悪天候、休日などを勘案すると犁耕作業は全部で「8ヵ月と10日」(*octo menses et dies decem*)になり、残りの「3ヵ月と25日」は乾草運搬・飼料作り・肥料作りその他の必要作業に当てられる、等々の形式でコルメルラがサセルナ父子に拠って与えた労働内容毎の日数(*id.* II, 12, 8-9)を、1ユーゲルム当たりで計算すると次の如くなる(第3表)。

第3表 農作業日数 / 1 jugerum

労働内容	必要日数
播種準備の犁耕 一度目	2
二度目	1
三度目	$\frac{3}{4}$
四度目	$\frac{1}{4}$

土均し	1
鋤作業	3
除草	1
収穫	1 ¹ / ₂

10¹/₂

併し、ホワイトによって整理されたコルメルラのこの日数計算⁽⁶²⁾には、施肥・打穀場への搬入・脱穀・落穂拾い・藁の片付け・貯蔵の作業日程が欠落しており、スパーはこれを補正して、施肥と播種以後収穫に至る1ユーゲルム当たりの必要労働日数を14¹/₄日と計算し、農耕奴隷6名による50ユーゲラの秋蒔小麦には計712日の労働日が必要であったと見積もり、さらに同面積の豆栽培には延労働日数500日、夏小麦(30ユーゲラ)には300日を計算した⁽⁶³⁾。

コルメルラの叙述を補正したスパーのこの計算が、果たして正鵠を射たものであったか否かにまで立ち入る必要はないが、少なくともホワイトに次いでかれがユーゲルム単位で整理したコルメルラ労働日数計算(第3表)それ自体に拠っただけでも既に次のことが明白であろう。即ち、もし仮に犁一つに夫婦2人の労働による農民所有地であったと仮定した場合、2連牛による犁耕日数、3³/₄日はその二倍を必要とし、奴隷6名の協業によった播種もまた、¹/₄日では済まされ得ないことである。もし連牛を維持出来ないような零細農民の場合には、人力による耕作(鋤耕)のためにさらに多くの労働日が必要になるか、然もなければ他からの貸借によらざるを得なかった。コルメルラは遠隔地の農場に奴隷労働の適応を望ましくない、と見做した理由の一つに奴隷達が(勝手に)「牛を貸し出す」ことを挙げており(Colum. *De r. r.* I, 7, 6: 'servi, qui boves elocant')、連牛を持たない場合にその貸借がなされたことは容易に推測出来る。さらに除草、収穫等々、その他の労働もまた当然、労働総日数がコルメルラの数値より遥かに多くなったことは言うまでもない。

このことは、従って、穀物栽培の低収益性は耕作面積の拡大によってのみしかカバー出来ないローマ農業の現実の中にあって、今度は耕作能力が、経営規模の拡大化に阻止的にのみ作用したことを暗示する。独立的農民にとって日雇労働者なり奴隷なりの補助的労働諸力を投入しない限り、家族労働による耕作には、それを越え得ない面積規模の限界があったことである。もし仮にスパーの計算に従って奴隷6名による農作業が14.25日を要し、それが夫婦2人だけで担われたと仮定すれば、単純計算では穀物の作付け面積は7~8ユーゲラ(単純に二圃制が採られたとすれば計算上の農地総面積は14~16ユーゲラ)、最大限で見ても精々の所10ユーゲラ(農地面積20ユーゲラ)が限度であったことになる。家族全員の労働を投入したとしても、15~20ユーゲラ程度の作付け面積であったことになり、この数値は従って『ローマ市民植民市』*coloniae civium Romanorum*に比して配分面積が広く、20~50ユーゲラ(但し騎士身分はこれより多く、70~140ユーゲラの場合もあった)

に及んだ『ラテン植民市』 *coloniae Latinae* の土地配分面積⁽⁶⁴⁾に略々照応する。

「農民」としての定在に最も基本的な穀物栽培に関して明らかにされた以上の両側面、即ち歴史的にローマ農業が最後まで解決し得なかった低生産性——否そればかりか農法の変化は一先ず別にして、穀物栽培の収益性の低さそのものは、その後のイタリア農業が抱え続けた問題でもあったのだが——と耕作能力の限界から直線的に見通し得るのは、第一に作付け不良であれ手入れ不足であれ、不作の故に一旦債務に陥った場合、容易にそれを解消出来なかったばかりか返済そのものをさえ不能として絶望に陥ったのは、何もプリーニウス(小)の小作人だけであったとは限らず、債務の故に兼併に伴う土地離脱が容易に起こり得たこと(Plut. *Tib. Gracch.* 8)の背後にあったのは、ひとり零細農民のみならずローマ農民一般の、総体的な経済的脆弱性であったことである。その故に第二に、とりわけ辛うじて生活だけは維持出来たとしても交換経済に与える余地は殆ど残されていない、10ユーゲラ未満の零細土地所有農民の場合、自由な独立的「農民」としての定在を維持するためには、*'mercennarii'*として近隣ウィラの日雇労務を提供するか乃至は小作によって副次的収入を図ることが、家計の維持と拡大に捷徑の手段であったと思われる。カトーは農場の立地条件として、健康地、山麓の南斜面、近くに都市・海・航行可能の河川があること等々と並んで、周辺に「*'operarii'*が多いこと」を挙げたが(Cato, *De agr. cult.* I, 3: *'operariorum copia siet'*)、ウィラの労働を提供する「労務者」とは、紛れもなくその多くがこのような農民存在であったことは間違いない。

(四)

以上の作業を踏まえた場合、次のことはもはや明白であろう。即ち、前1世紀、小作人1人の賃借面積が2,000ユーゲラを越え、大々的な奴隷労働に拠ることなしに耕作が不可能であったシキリアの穀物栽培地⁽⁶⁵⁾の如き巨大規模の小作は一先ず別にして、総じて分割地の小規模小作は自営的土地所有農民にもまして、極めて脆弱な経済基盤の上にあったことである。

コロニーの小作料負担がどの程度であったか。管見の及ぶ所、穀物地への小作制の適応を薦めたコルメルラは何も伝えていない。プリーニウス(小)もまた、年間小作料が40万HS.に及ぶ広大な葡萄園の小作を伝えるが、それがコロヌス収穫の何パーセントに相当したかは一言も述べておらず、また小作料滞納の累積を解消すべくそれまでの短期(5年)金納契約から現物納入の長期分益に切り替えをはかったが(Plin. *Ep.* IX, 37)、この金納・物納両場合ともコロニーの負担率については言及していない。小作料比率それ自体にまで踏み込む余裕はないが、もし仮にプリーニウスと同一時期、トラヤーヌス帝のアフリカ所領(*Villa Magna Variana i. e. Mappalia Siga Villa*)でコロニーに貸与した小作地の分益小作料(*colonicae partes*)、小麦・大麦は収穫量の1/3、豆1/4、オリーブ油・葡萄酒は1/3(何れも現物引渡し)⁽⁶⁶⁾の比率が適応されたとすれば、特に穀物栽培の場合、この負担率——ド・ネーフエは播種量対収穫量の関係を<1:3>として、1/3の分益は実質的には次年度播種量

を除いて収穫量の折半であったと考えたが⁽⁶⁷⁾、この収穫比率を前提とした「折半小作」では補助的労働諸力なしの家族労働では到底耕作不能の広面積を必要としたことになる——を以てしても、上に明らかにされたローマ農業の生産性からして、自・小作の兼業はとに角として穀物栽培だけによる小作の専門化は決して容易ではなかった⁽⁶⁸⁾。他に副次的収入源（近隣ウィラの雇用労働力を提供するか小作するかの）を持たざるを得なかった零細土地所有農民と同様に、分割地の小規模小作もまた免れ得なかった経済的脆弱性である。

一方、労働経費を見込んだ場合には採算に合わない(Plin. *N. H.* XVIII, 38)と見做された粗放性の故に、広面積（因みにCato, *De agr. cult.* X, 1; XI, 1のモデル農場は葡萄園100に対してオリーブ園は240ユーゲラ）かつ結実までに長期間（前出のアフリカ皇帝領では新設オリーブ園は小作料猶予期間が10年間）⁽⁶⁹⁾を必要としたオリーブ栽培⁽⁷⁰⁾でさえ、それ自体が小作に馴染まないものではなかった。それに比して葡萄栽培の場合には、小作は遙かに有利であった。果樹栽培の小作（とりわけ小規模な）が果たしてどの程度まで一般化したか、穀物栽培のそれとの数量関係は史的追跡がもはや絶望的であるとは雖も、プリーニウス所有の広大な葡萄園事例（前述）、あるいは果樹栽培のコローヌスに対する農場施設（葡萄汁・オリーブ油容器、ロープ付きの搾汁器）の貸与——もし「不足」する場合には「農場主はそれらを備えねばならない」(si minus, dominum instruere ea debere)——に関するトラヤーヌス・ハドリアーヌス期のローマ法学者ネラーティウス(Neratius Priscus)書簡の有効性を承認したウルピアヌスの註解⁽⁷¹⁾を持ち出すまでもなく、コロニー（而も分割地の）との間の葡萄園の賃貸借関係それ自体は、皇帝所領のみならず私的所有のウィラに於てもまた希有の事柄では決してなかった⁽⁷²⁾。一般化の度合いは一先ず措くとして少なくともこの事実関係それ自体は、従って、「奴隷制＝直営果樹栽培」、「小作制＝穀物栽培」及び前者から後者への移行に伴う地中海商品貨幣経済の後退なる図式的理解⁽⁷³⁾に対して問い直しの必要を迫ることになるが、差当りここではそれ自体は問題ではない。

併しそれにも拘らずこの場合に於てもまた、プリーニウスの『書簡』が再三にわたって伝える如く、「天候不順」による不作(Plin. *Ep.* IV, 6; VIII, 17)、「慢性的な不作」(continuae sterilitates)による経営不振(*id.* III, 19; IX, 37; X, 8)のみならず、「市場の不安定性」(*id.* IV, 6; VIII, 2)からもまた免れ得なかった。

それ故以上総じて言えば、「特に穀物地」に小作制の適応を勧めたコルメルラがその理由として、奴隷労働が強制の故に本来的に伴った一般的諸現象（いい加減な犁耕と脱穀作業、投げ遣りな耕地の手入れ）と並んで、不必要量の播種、収穫の掠め取り(Colum. *De r. r.* I, 7, 6)を挙げたことが既にそうであり、今度はその他ならぬ小作制がローマ大土地所有制の構成要素として前面に押し出された場合でさえ、プリーニウスの地所のみならず隣接地所に於てもまた、コロニーが小作料に対して不満を訴え、減免の嘆願、滞納ばかりか収穫物の掠め取りにまで走るなど、慢性的とも言える不振に陥ったのも、その実イタリアを中心に古代地中海世界が最後まで解決し得なかった、ローマ農業の最重要要素たる穀物栽培それ自体の、絶対的ともいふべき貧困と果樹栽培の不安定性がそのことの最基底をなしたことが今や明

白であろう。全小作地に適応を考えたか否かは定かでないが、プリーニウスがこのような不振と契約更新の「極度の煩わしさ」(necessitas agrorum locandorum perquam molesta)に加えて、今や適当なコロニーを探し出すこと自体が「困難」な現状(Plin. *EP.* VII, 30)の中で、かれの小作地を長期物納契約——周知の如くド・クーランジュは、この措置にかの《コロナート》制の直接的な起源を見たのだが⁽⁷⁴⁾——に切り替え、かつその実を挙げるべく、かれの奴隷群の中から複数の奴隷を選び出してコロニーの農作業を監督し、収穫物を監視させる(*id.* IX, 37: ‘ex meis aliquos operis exactores custodes fructibus ponam’; cf. *id.* III, 19)、というコロニー支配の措置を打ち出したのも、紛れもなくこのことの延長上にあった。

註

- (1) CIL. XI, 1147, pag. vi, c. 43= ILS. 6675.
- (2) これについては邦語文献でもまた既に言及された。井上智勇『ローマ経済史研究』（弘文堂 1948）46-9頁、村川堅太郎『羅馬大土地所有制』（日本評論社 1949）45-6頁。
- (3) ローマ農民に関しては、カトーの『農書』に対する精緻な分析を踏まえた労作が出された。藤田義治「前二世紀中葉におけるローマの自由農民——カトーの『農業論』を中心に——」『史学雑誌』103-8（1994）33-57頁。併し奴隷、地主層の研究を欠いて専ら「経済的側面のみから分析」されたにも拘らず、生産の具体的な現実にも踏み込んだ検討を欠くために、「かれらの生活状態」とりわけ零細自由農民のそれを明らかにすることには必ずしも成功していない。
- (4) Cf. White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 228-9. 但しCato, *De agr. cult.* LVでは、エルガストゥルムの奴隷に対する食料支給に関してイチジクが熟した時にはパンの量を5ポンドから4ポンドに減らせ、とされており、この場合は明らかに奴隷の自家消費目的であった。この他さらにアーモンド等のナッツ類、リンゴ、ナシ、プラム等々の果樹もまた栽培されたが、そこまで立ち入る必要はない。リンゴ(mala)と桜桃(cerasa)のアムフォラによる流通例に関しては、拙稿「イタリア産アムフォラの製造年代」『西洋史学論集』18（1973）6頁参照。
- (5) CIL. VIII, 25902 (*Henchir-Mettich*): I, 20-II, 6. このアフリカ皇帝領碑文（トラヤーヌス）については後に改めて言及する。
- (6) Frank, T., *An Economic Survey of Ancient Rome I* (Baltimore 1933), 170-2; *ibid.* V (Baltimore 1940), 149-151.
- (7) E. g., Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leurs conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 370-3; White, K. D., *Roman Farming* cit. 243-4, 268-9; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire: Quantitative Studies* (Cambridge 1974), 39-59; Martino, F. de, *Wirtschaftsgeschichte des alten Rom* (München 1985), 110-1; Kolendo, J., *L'agricoltura nell'Italia romana* (Roma 1980), 38-9; Oehme, M., *Die römische Villenwirtschaft*. Diss. Bonn (Bonn 1988), 60-3; Flach, D., *Römische Agrargeschichte* (München 1990), 168-170.
- (8) 村川・前掲書58-60頁。但し葡萄栽培に関してのみであり、オリーブ栽培に関しては収支計算を行っていない。
- (9) Frank, T., *Econ. Surv.* V, 149-151; White, K. D., *loc. cit.* この数値<621 HS.>は、併し、葡萄栽培奴隷(vinitor) 1人当たりの作業面積7ユーゲラ、収穫は<1 culleus (=20 amphorae)/jugerum>の最低地(deterrimi generis vineae)、農場からの葡萄酒の引渡し価格は最低(minimum pretium)の<300 HS./1 culleus>、収穫まで2年間の利息6%で計算

したコルメルラの収支計算 (Colum. *De r. r.* III, 3, 8-11)とは異なり、コルメルラがそれ以下の収穫しか得られない葡萄園は「木が抜かれるべきだ」とした<3 cullei /jug.>の収穫量を基準としたものである。なお葡萄収穫量に関するその他の諸史料に付言しておく、Cato, *De agr. cult.* XI, 1は葡萄園(100 jug.)に備えらるべき大瓶の数を挙げており、それからすると<8 cullei /jug.>の収穫量になる。Varro, *De r. r.* I, 2, 7には、イタリア内2ヶ所の収穫量、<10 cullei /jug.>(ager Gallicus), <15 cullei /jug.>(Faventia)が挙げられ、さらにColum. *De r. r.* III, 3, 2-3は、<8 cullei /jug.>の収穫が得られたセネカのノーマントゥム地所、2年以内に<7 cullei /jug.>が得られることになるコルメルラ自身の地所(Ceretana praedia)を挙げた後、一級地の葡萄園は、ユーゲルム当たり<100 amphorae=5 cullei>を引き渡す、と言う。

(10) Frank, T., *Econ. Surv.* I, 170-2. ここでは差当たり次のことだけを指摘しておこう。即ちオリーブは結実までの成長が遅く、接木の場合を別として通常7年を要した(Plin. *N. H.* XV, 3; Colum. *De r. r.* V, 9, 1-11)他に、通常で25~30ペデス(1 pes=29.57 cm)、樹間を穀物栽培に利用する場合は縦40・横60ペデス間隔の植込み(Cato, *De agr. cult.* VI, 1; Colum. *De r. r.* V, 9, 7)のために面積当たりの本数が少なく、仮に30ペデス間隔で植えた場合にはユーゲルム当たり30本にしかないこと(因みにColum. *De r. r.* V, 3, 6によれば葡萄は1,891本)、及びオリーブは1年おきに豊作と貧作を繰り返す、豊作は2年間続かない(Colum. *De r. r.* V, 9, 11)こともまた、オリーブ園経営に阻的に作用したことである。その後収穫量に関して、White, K. D., *Roman Farming* cit. 391はフランクの計算が隔年の貧作を考慮していないとして、フランクの平均収穫計算<50,000 HS.>を<30,000~45,000 HS./200 jug.>と修正した。もしこの数値をフランクの支出計算(原価償却を含めた年間支出48,000 HS.)に従って見れば、オリーブ栽培は採算がとれなかったことになる。奴隷購入費が脱落するなど、フランク/ホワイトの計算は決して正確なものではないが、オリーブ栽培一般に関して一応の目安としては役立つ。現にプリーニウスが、ある種の農業収穫は作業経費を計算に入れれば「農場主には割に合わない」、としてオリーブ栽培をその例に挙げた(Plin. *N. H.* XVIII, 38: 'domino aliquas messes colligere non expedit si computetur impendium operae, nec temere olivam')のも決して由なしにはなかった。

(11) Cf., White, K. D., *op. cit.* 189-191.

(12) White, K. D., *op. cit.* 118-121; Spurr, M. S., *Arable Cultivation in Roman Italy c. 200 B. C. -c. A. D. 100* (London 1986), 23-7, 117-122.

(13) 併し二圃制は必ずしも耕地を2分した利用とは限らなかった。穀物地200ユーゲラの構成についてのコルメルラの叙述に関しては後述註(60)(61)参照。さらに共和政末のシキリア農業に関して、カルコピーノとスクラムツアは穀物栽培地に、当該年度の播種40%、牧草地40%、休閑地20%の構成を見た。Carcopino, J., 'La Sicile agricole du dernier siècle de la République romaine', *VSWG*. IV (Stuttgart 1906), 171; Scramuzza, V. M., 'Roman Sicily', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* cit. III (1937), 111, 261.

- (14) 地中海世界は夏小麦を知っていたとは雖も、後述の如く特殊場合に限られ、その恒常化(三圃制)までは進行しなかった。さらにPlin. *N. H.* XVIII, 191は、栽培の順序に関して次の3パターン例を伝える。(A) 柔らかい土質の地(terra tenera)では、(a) 大麦(hordeum)→ミレット(milium)→カブラ(rapa)→これらの収穫が終わった後再び大麦かまたはカムパーニアに於けるように普通小麦(triticum)、乃至(b) 今一つの「順序」(alius ordo)として、アドル小麦(adoreum)→冬期4ヵ月間の休閑(cesset quattuor mensibus hibernis)→春豆(verna faba)乃至休閑なしに冬豆(hiemalis faba)、(B) 「極度に肥沃」な故に「作付けの交代」(休閑なしの継続栽培)が可能な地では(nimis pinguis alternari potest) 穀物→豆(3度)、(C) (前者より)「瘦せた」(gracilior)地では3年目に休閑(in annum tertium cesset)、「だが併し人々は、直ぐ前の年に休閑するの でなければ穀物が蒔かれるのを禁止している」(frumentum seri quidem vetant nisi in ea quae proximo anno quieverit)。従ってここから知られ得るのは、土質如何によっては短期間乃至3年目の休閑を挿んでか、または休閑なしに穀類と豆科植物の継続栽培がなされたが、1年おきに休閑をとる二圃制が最も基本的な農法であったことである。Cf., White, K. D., *op. cit.* 121-3; Spurr, M. S., *op. cit.* 23-7.
- (15) E. g. vgl., Martino, F. de, *Wirtschaftsgeschichte* cit. 16-8.
- (16) Frank, T., *Econ. Surv.* I, 122-4.
- (17) White, K. D., *op. cit.* 180.
- (18) Spurr, M. S., *op. cit.* 43.
- (19) White, K. D., *loc. cit.*
- (20) だが併し、イタリア中・南部とは土質、気象条件を異にするアルプス以北の地で春蒔き小麦の固定化が起こった場合、他ならぬローマ期に於ける三圃制の存在もまた考えられねばならないかもしれないが、考古学資料(犁及びその形状と関連する耕地遺構の調査)を初めとして、目下の筆者にはそこまで踏み込む用意は整っていない。
- (21) Spurr, M. S., *op. cit.* 43-4. Cf., White, K. D., *loc. cit.*
- (22) Spurr, M. S., *op. cit.* 28-9.
- (23) White, K. D., *Agricultural Implements of the Roman World* (Cambridge 1967). 123-141; Id., *Roman Farming* cit. 174-5; Spurr, M. S., *op. cit.* 27-35; Saglio, E. — Daremberg, Ch. (dir. de), *Dict. des antiquités* I (Paris 1877), 353-6, art. *aratrum*(Saglio). 旱地農法に於ける犁の形状については、飯沼二郎「古典古代と旱地農法」『歴史学研究』CCC VIII(1966) 49-58頁、岩片磯雄『西欧古典農学の研究』(養賢堂 1983) 70-82頁参照。揆土装置によって縦往復の犁耕で済まされ得た有輪犁と異なって、片方側への土の反転が出来ないローマ犁では、鋤残しの故に縦横十文字の犁耕(White, K. D., *Roman Farming* cit. 176: 'cross-ploughing')——従ってより多くの労働時間を必要とした——が必要であった。正方形を基本としたローマの耕地形状と犁の関係は、ウェーバーによってもまた指摘された。Weber, M., *Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial-*

und Wirtschaftsgeschichte (München/Leipzig 1924²), 22. なお犁の形状と農法に関して、かつて筆者は故九州大学名誉教授(農学部)岩片磯雄先生にご教示を戴いた。記して謝意を表す。

- (24) アルプス以北に於けるローマ犁の考古資料(犁先)と図像は、次の両文献参照。
White, K. D., *Implements* cit. 142-4 and Pl. 10-11; Ferdière, A., *Les campagnes en Gaule romaine* II (Paris 1988), 23-31.
- (25) 「3世紀」のブリタニアに於ける「左右非対称の犁先」の出現(the emergence of asymmetrical ploughshares)に関してガーンジーは、それまでの2世紀間にわたる「農産物需要の低さ」に起因する農業発展の「緩慢さ」(sluggish development)の中にあつたブリタニアが3世紀に入って、ライン駐屯のローマ軍団に対する食料基地となったことの反映を見得るかもしれない、と推測した。もとよりかれ自身が自認する如く、拡大解釈は避けられるべき憶測にすぎないのは言うまでもない。Garnsey, P. and Saller, R., *The Roman Empire: Economy, Society and Culture* (Berkeley/L. A. 1987), 57. 管見の及ぶ所この型の犁先は、ブリタニア(2-3世紀と5-6世紀)とバルカンに知見例が報告されているだけである。Reeds, S., *Agricultural Implements in Prehistoric and Roman Britain* (Oxford 1979), 60; Kolendo, J., *L'agricoltura nell'Italia romana: tecniche agrarie e progresso economico dalla Repubblica al Principato* (Roma 1980), 81; White, K. D., *Implements* cit. 133. 末期帝国経済史に投げ掛ける問題の重大さにも拘らず、目下の所、発見例はあまりにも孤立的であり、今後事例のさらなる積み上げとウィラ研究の進捗を待って、論議が重ねらるべき課題として残される。
- (26) Hawkes, C. F. C., 'The Roman Villa and the Heavy Plough', *Antiq.* IX (Newbury 1935), 239-41; Forni, G., 'Il "plauaratum" (aratro a carello) di Plinio nel quadro dell'aratrocoltura in Italia', in: *Tecnologia, economia e società nel mondo romano. Atti del Convegno di Como, 1979* (Como 1980), 99-120; White, K. D., *Implements* cit. 134-6; Id., *Roman Farming* cit. 174-5. さらに、本稿で直接立ち入ることは避けるが犁先がシンメトリカルなスタンダード型のローマ犁='aratrum'の他、ウェルギリウス(Verg. *Georg.* I, 174)に現れる'currus'及びそれを4世紀に入って「有輪犁」に解釈したセルウィウスの註解(G. Thil ed., *Servii Grammatici qui feruntur in Vergilii Bucolia et Georgica commentarii* III, Leipzig 1887; ND. 1927, 173)をめぐる論議、即ち、'currus'が「有輪犁」であったか否か、北イタリアに於ける有輪犁の使用が何処まで一般化出来るかに関しては、次の諸文献を参看されたい。Kiechle, F., *Sklavenarbeit und technischer Fortschritt im römischen Reich* (Wiesbaden 1969), 139-40; White, K. D., *Implements* cit. 141-2; Kolendo, J., *op. cit.* 70-127; Spurr, M. S., *op. cit.* 34.
- (27) White, K. D., *Implements* cit. 158-60, 162-5.
- (28) 'vallus'に関する古典史料・モニュメント資料、並びにメカニズムについては、次の諸文献参照。RE. VIII A/1, 291-2 (W. Schleiermacher); White, K. D., *Implements* cit. 157-

173;Ferdière, A., *op. cit.* 51-3;Spurr, M. S., *op. cit.* 141. 大鎌 (Plin. *N. H.* XVIII, 261) と並んでその後のヨーロッパ農業に重大な役割を担うことになる有輪犁が、殆ど拡大化の痕跡を残さなかったことに次いで、「刈取機」もまた拡大化することなく、而も前者とは異なって消え去ったことに関して、興味深い解釈を示したのがキーヒレ (Kiechle, F., *a. a. O.* 130-40) である。即ち、その理由は1世紀後半以後の帝国経済の停滞と奴隷制の衰退の故にであった、とする解釈である。併し図像例がいずれもガリア東北部に限られており、奴隷制と関連させるにはあまりにも孤立的である。一方これより先、フィンレイは「孤立的発明」に止まり、他地域に拡大することもなかったし、その他の農業分野で労働軽減装置の発展を刺激することもなかった、と考へ、最近のスパーもまたイタリアの労働観に影響を与え得るものではなかった、と見做した。Finley, M. I., 'Technical Innovation and Economic Progress in the Ancient World', *Econ. Hist. Rev.* 2nd s. XVIII/1 (London 1965), 30; Spurr, M. S., *op. cit.* 141. 筆者自身キーヒレの拡大解釈には与し得ないと考えており、いずれにしても論議の積み上げが必要であろう。なおキーヒレの当該学説に関しては、弓削達氏の簡潔にして要を得た紹介があることを付記しておく。「奴隷所有者的構成の衰退をめぐる理論的諸問題——最近の研究動向についての一管見から——」『西洋史研究』新輯IV(1975) 9 1頁。

(29) 後述箇所参照。

(30) *De r. r.* IIIの執筆時期については次の両文献参照。RE. X, 1059, 'Iunius' 104 (A. Kappelmacher); Schanz, M., *Geschichte der römischen Literatur* II (München 1935⁴), 787-8.

(31) *Colum. De r. r.* II, 6, 3によると、「アドル小麦」には、クルーシウム種 (*far Clusinum*)、白くて艶のある種 (*far candidi oris et nitidi*)、'far vennuculum' 種 (赤と白の2種類)、'halicastrum' の名で知られる「3ヵ月種 (*semen trimestre*)」の「ファール (*far*) 小麦」4種類があった。「アドル小麦」=「ファール小麦」は一般に「スペルト (*spelt*) 小麦」 (*triticum spelta*) と同一視され、屢々そう訳されているが (e. g. *Loeb Class. Lib.* transl. by H. B. Ash)、これが「誤解」であることについては、Spurr, M. S., *op. cit.* 12-3参照。

(32) カルコピーノ = <12-14:1>、スクラムツア = <13.33-16:1> 両者が、キケローから弾き出したこの数値をシキリアの「最肥沃地」、レオンティーニー近郊に限定したのに対して、プリッチャードはキケローの数字から、シキリア全土に拡大化し得る収穫率を <10:1> と見做した。Carcopino, J., *art. cit.* 142; Scramuzza, V. M., *art. cit.* 260 n. 3; Pritchard, R. T., 'Some Aspects of the First Century Sicilian Agriculture', *Historia* XXI (Wiesbaden 1972), 648-51. キケローの場所特定と同所での収穫率から一般化には疑問がないわけではないが、シキリアが肥沃地であったことに変わりはない。Cf., Finley, M. I., *Ancient Sicily* (London 1968; rev. ed. 1979), 153-4.

(33) Cf., White, K. D., *Roman Farming* cit. 190, 192. 豆科植物一般に関しては、Spurr, M. S., *op. cit.* 103-11参照。

(34) Spurr, M. S., *op. cit.* 83; Evans, J. K., 'Wheat Production and its Social Consequ-

- ences in the Roman World', *Class. Quart.* n. s. XXXI/2(1981), 430.
- (35) Frank, T., *Econ. Surv.* I, 365;V, 145.
- (36) White, K. D., 'Wheat Farming in Roman Times', *Antiq.* XXXVII(1963), 207-12.
- (37) Martino, F. de, 'Produzione de cereali in Roma nell'età arcaica', *La Parola del Passato* CLXXXVII(Napoli 1979), 242-53. 学説批判はSpurr, M. S., *op. cit.* 84参照。
- (38) Id., *Nuovo studi di economia e diritto romano* (Roma 1988), 153-5. Cf., id., *Wirtschaftsgeschichte* cit. 116-7.
- (39) Garnsey, P. and Saller, R., *op. cit.* 77-82.
- (40) Barbagallo, C., 'Produzione media relativa dei cereali e delle vita nella Grecia, nella Sicilia e nell'Italia antica', *RSA.* VIII(Bologna 1904), 477-504.
- (41) Ampolo, C., 'Le condizioni materiali della produzione. Agricoltura e paesaggio agrario', *Dial. di Arch.* n. s. II(Roma 1980), 20-4.
- (42) Hopkins, K., *Conquerors and Slaves.* Sociological Studies in Roman History I (Cambridge 1978), 15-18.
- (43) Brunt, P. A., Rev. of K. D. White, *Roman Farming*, *JRS.* LXII(London 1972), 158.
- (44) Duncan-Jones, R., *op. cit.* 49-50; Neeve, P. W. de, *Colonus. Private Farm-tenancy in Roman Italy during the Republic and the Early Principate* (Amsterdam 1984), 14.
- (45) Evans, J. K., *art. cit.* 428-42(esp. 433-4).
- (46) Mayerson, Ph., 'Wheat in the Roman World:an Addendum', *Class. Quart.* n. s. XXXIV/1(1984), 243-5.
- (47) Spurr, M. S., *op. cit.* 82-8.
- (48) Johnson, A. Ch., *Roman Egypt to the Reign of Diocletian.* *Econ. Surv.* (ed. by T. Frank) II (Baltimore 1936), 59.
- (49) 筆者がこの面積を基準にしたのは、ただ単に計算のし易さからだけではなくして、前59年、3人乃至それ以上の子をもつ市民(2万人)にカムパーニアの公有地を配分するカエサルの土地配分計画(Liv. *Epit.* 103; Cic. *Ad Att.* 2, 16-7; Suet. *Jul.* 20)の面積が10ユーゲラであり、農民経済一般を推し量るには好個の基準になり得る、と考えるが故にである。Vgl., e. g., Meyer, Ed., *Caesars Monarchie und das Principat des Pompejus* (Stuttgart/Berlin 1922³; ND. 1963), 63-5; Frank, T., *Econ. Surv.* I, 316; Taylor, L. R., 'Caesar's Agrarian Legislation and his Municipal Policy', in: Coleman-Norton, P. R. (ed.), *Studies in Roman Economic and Social History in Honor of A. Ch. Johnson* (Princeton 1951), 68-78(esp. 68-9); Gelzer, M., *Caesar, der Politiker und Staatsmann* (Wiesbaden 1960), 73.
- (50) Duncan-Jones, R., *Econ. Rom. Emp.* cit. 145-6, 345-7; Evans, J. K., *art. cit.* 437. これに対してリックマンは、共和政末・帝政初期、小麦の通常価格は<5-6 HS. /modius>であったと思われると推定したが、本稿は穀物価格の確定作業にまで及ぶ必要はない。Rickman,

- G., *The Corn Supply of Ancient Rome* (Oxford 1980), 145-55.
- (51) Hopkins, K., *Conquerors* cit. 15-9.
- (52) *Ibid.* 21.
- (53) White, K. D., *Roman Farming* cit. 387. Cf., Frayn, J. M., *Subsistence Farming in Roman Italy* (London 1979), 17-33.
- (54) Varro, *De r. r.* III, 1, 3.
- (55) Cato, *De agr. cult.* LVI.
- (56) Rickman, G., *op. cit.* 166-172; 吉浦麻子「ポンペイウスのクーラ＝アノーナエ」『西洋史学論集』XXXI (1993) 16頁。
- (57) Evans, J. K., *art. cit.* 434は、一家族「5名」(a family of five)として年間平均自家消費量を<220-254モディー>と計算し、<5モディー/jug.>の播種量 (*ager Campanus*の肥沃地では「それ以上は必要でなかった」)を以てすれば、当該年度の作付け面積「10ユーゲラ」の農地がそれをカバーするには、<4.4-5.1:1>の収穫率でよかったことになる、と計算する。
- (58) Cf., White, K. D., *Roman Farming* cit. 137-8, 180; Spurr, M. S., *op. cit.* 89-102.
- (59) カトー以後、スクローファ (Tremelius Scrofa) と並んで「最大の農事精通者」として知られたサセルナとその子 (Plin. *N. H.* XVII, 199: '*pertissimi*') の著作は、ウァルロー及びコルメルラによって頻繁に引用乃至言及された。断片の収録は、Speranza, F. (collegit recensuit), *Scriptorum Romanorum de re rustica reliquiae*. Riv. di Tradizoe Cult. Class. dell' Univ. di Messina, Testi e Studi VIII (Roma 1974), 33-45参照。Cf., Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins* cit. 84-5; White, K. D., 'Roman Agricultural Writers I: Varro and his Predecessors', in: *ANRW*. I, 4 (Berlin 1973), 459-460.
- (60) コルメルラ (Colum. *De r. r.* II, 12, 7) に拠ると、もしこの農地 (200 jug.) に果樹園が併設された場合、面積は不明だが、サセルナは3名の労働力を加えることで充分だとした。
- (61) 最低でも牛4頭の飼育を必要としたことから推して、冬麦 (50 jug.)、豆 (50 jug.) 及び夏麦 (30 jug.) 以外の農地全て (70 jug.) が完全に1年間の休閑にされたとは考えられない。因みに Spurr, M. S., *op. cit.* 137の試算は、牧草地 = 30 jug. + 休閑地 = 40 jug. とする。
- (62) White, K. D., *Roman Farming* cit. 413.
- (63) Spurr, M. S., *op. cit.* 138.
- (64) Frank, T., *Econ. Surv.* I, 114-124; Neeve, P. W. de, *op. cit.* 130-5.
- (65) 村川・前掲書 144-54頁、拙稿「ローマ共和政期に於けるシキリアの奴隸反乱と大土地所有制」『史淵』LXXI (1956) 79-103頁参照。
- (66) 'ex / consuetudine Mancian<a>, cu[i]usque gene/ris habet, pr(a)estare debent: tritici ex a/[r]ea(m) partem tertiam, hordei ex area(m) / [pa]rtem tertiam,

- fab(a)e ex area(m) partem qu/[ar]tam, vin<i> de lac<u> partem, ol[e/i co]acti patem tertiam' (CIL. VIII, 26902, I, 23-29). 本稿の引用は次の両碑文研究による校訂に拠った。
- Flach, D., 'Inscriptionenuntersuchungen zum römischen Kolonat in Nordafrika', *Chiron* VIII (München 1978), 477; Kehoe, D. P., *The Economics of Agriculture on Roman Imperial Estates in North Africa*. Hypomnemata LXXXIX (Göttingen 1988), 29. Cf., Haywood, R. M., 'Roman Africa', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* IV (Baltimore 1938; Repr. N. Y. 1975), 88-94; Flach, D., 'Die Pachtbedingungen der Kolonen und die Verwaltung der kaiserlichen Güter in Nordafrika', *ANRW* X, 2 (Berlin 1982), 427-68.
- (67) Neeve, P. W. de, *op. cit.* 90 n. 125. なおエジプトの葡萄栽培に関して、ジョーンズは分益小作のコローニーに要求された小作料は、収穫の3分の2、場合によっては4分の3に及んだことを指摘する。Jones, A. H. M., *The Later Roman Empire, 284-602: a Social, Economic and Administrative Survey* II (Oxford 1964), 767.
- (68) Cf., Foxhall, L., 'The Dependent Tenant: Land Leasing and Labour in Italy and Greece', *JRS*. LXXX (1990), 97-114.
- (69) 前掲のトラヤーヌス所領碑文(註(66)参照)では、既に廃棄され未耕地のままに止まっている(*incultum*)場所に改めて育苗から出発してオリーブ園を新設する場合には、同条件の葡萄園とイチジク園の開設に5年間(II, 20-III, 2)の猶予が承認されたのに対して、10年間(III, 2-10)、野性オリーブに接木された場合には5年間(III, 10-12)の小作料猶予期間がコローニーに与えられた。ハドリアーヌスの所領(*saltus Neronianus*)Ain-el-Djemala碑文(CIL. VIII, 25943)でもまた同様に10年間の猶予が設けられた(*id.* III, 10)。
- (70) 註(10)参照。
- (71) Dig. XIX, 2, 19.
- (72) Dig. XIX, 2, 15, 5: *Ulpianus*; XIX, 2, 61: *Scaevola*.
- (73) Cf., e. g., Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica', in: Schiavone, A. (dir. di), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 114-7.
- (74) Coulanges, F. de, *Le colonat romain*. Recherches sur quelques problèmes d'histoire I (Paris 1885; Réimpr. N. Y. 1979), 15.